

1. 議事日程第2号

(平成19年第1回大口町議会定例会)

平成19年3月6日
午前9時30分開議
於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

2. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	鈴木喜博
5番	木野春徳	6番	齊木一三
7番	倉知敏美	8番	寺澤正和
10番	宮地計年	11番	酒井久和
12番	伊藤錦邑	13番	吉田正輝
14番	河合唯敏	15番	安藤桂
16番	大森道弘	17番	高橋歳治
18番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)9番

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鏝	助 役	社本 一 裕
教育長	井上 辰 廣	政策調整室長	佐藤 義 則
総務部長	森 進	健康福祉部長	水野 正 利
環境建設部長	山田 三 夫	会計室長	前田 劔 吉
教育部長	鈴木 宗 幸	政策調整課長	近藤 則 義
行政課長	馬場 輝 彦	企画財政課長	大森 滋
情報課長	小島 幹 久	税務課長	松浦 文 雄

生活課長	近藤孝文	福祉課長	村田貞俊
こども課長	鈴木一夫	保育長	稲垣朝子
保険年金課長	吉田治則	地域振興課長	星野健一
健康課長	河合俊英	環境経済課長	近藤定昭
建設課長	野田透	都市開発課長	杉本勝広
下水道課長	前田正徳	学校教育課長	江口利光
生涯学習課長	三輪恒久		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

		議会事務局	
議会事務局長	近藤登	次長	佐藤幹広

開議の宣告

議長（安藤 桂君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議案に対する質疑

議長（安藤 桂君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までとなっておりますので、御了承願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第1号 大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例の制定について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず、武力攻撃事態になるということは一体どういうことなのか、おさらいがてら説明をしていただきたいと思います。そうなったら対策本部ができるということなんでしょうけれども、そこら辺がこの条例を見てもよくわかりませんので、ぜひお教をいただきたい。

それから、国民保護対策本部長というのは一体どなたがなられるんでしょうか。置くということで2条の第4項のところに書いてあるわけですが、本部職員は町の職員から町長が指名すると書いてあるわけですが、本部長というのは一体どなたで、副本部長というのは一体どなたになるのか、これもお教をいただきたい。

それから第3条の第2項ですが、本部長はということで、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができると書いてあるんですが、これは一体どういう意味なんでしょうか。

それから、はねていただいて5条ですが、ここに現地対策本部というのが出てくるんですが、この「現地」というのは一体どこを指して現地というふうにここでは言っておられるんでしょうか。

それから、附則に関連するんですが、災害派遣手当というのが加えられておるわけで

すけれども、この災害派遣手当というのは具体的に幾らの手当なんですか。

それから、ここでは公務災害的なことをちょっと聞いておきたいんですけども、殉職をすると一体どういう扱いになるんですか。その辺、お尋ねをしておきます。

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 改めて、おはようございます。

議案第1号につきまして、吉田正議員から御質問をいただきました。

まず、武力攻撃事態とはどういう事態を指すんだということでありまして、具体的には4点ほど明記されております。まず着上陸侵攻、続いてゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃ということが法律上明記をされております。こういうことが国内において外部から事態として発生をした場合が武力攻撃事態というふうに規定をしております。

それから、本部長・副本部長はだれかという御質問でありますけれども、計画の方では本部長は町長、副本部長は助役というふうに計画を作成しております。

それから、3条2項の意見を求めるということでありまして、この間も審議会を開いていただきましたけれども、そういう席におきましては、例えばNTT、東邦ガス等々の職員も来ていただきました。そういう方に外部の意見を求めることができるという規定であります。

続いて、第5条の現地対策本部ということですが、これは具体的な想定ができてできない部分もありますので、ピンポイントで現地がどこかという質問は難しい質問ではございますけれども、先ほど冒頭に御説明をした、攻撃があった地点、もしくはあるだろうと思われる地点が現地ということで、そこに対策本部を設置した場合、現地対策本部ということになるかと思えます。

それから手当であります。もともと災害のときに派遣を受けた場合は幾らかという条例がございます。今回、そこに国民保護についてのものを加えるという改正であります。具体的には、公用施設、またはこれに準ずる施設を利用して滞在をした場合は日額3,970円、その他の施設を利用した場合は日にちによって違いますが、30日以内のときは6,620円、30日から60日の場合は5,870円、60日を超えた場合は5,140円というような単価設定になっております。

それから、最後の御質問で殉職をしたらどうなるかということですが、これは、国民保護に限らず、公務災害等の補償によって補償されるというふうに理解をしております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） そこでお尋ねするんですが、着上陸ということは、どこかの軍隊がこの大口町に攻めてくるということですね、直接的に。それから、飛行機による爆撃でありますと

か、あと大陸間弾道弾、それからテロ攻撃、大体この四つが武力攻撃事態というものの中身なんだということなんですけれども、そういったことが想定されるようなことが現実的にあるのかどうなのかということの方が私は問題だと思うんですね。現実的にこんなことが行われるようなことが本当にあるのか。むしろ住民の側からすれば、こういうことよりも、風水害でありますとか、それから地震でありますとか、そういう自然災害の方の対策をもっと万端に整えていただきたいというのが住民の素直な感情ではないかというふうに思うんですね。ですから、どうしてこういうものをつくらなければならないのか、自治体としてきちんと考える余地もなく、これはまさに国からの押しつけですよ、そういう点では。ですから私は、これはきちっと住民の皆さん方の感情、気持ち、意見とか、そういうものも聞いていかなければならない代物だと思います。

残念ながら、この間の全員協議会の折には、この計画をつくるについて、住民の皆さんから意見を聞く期間があったわけですね。パブリックコメントでしたかね。そういうのがあったにもかかわらず、一切そういうパブリックコメントはなかったという御答弁でしたけれども、それは当然なんです。住民の皆さん方から、こういうものをつくってほしいというものがないんですよ。むしろ、自然災害に備えた計画をもっと充実させてほしいというのが普通の住民の物の考え方だというふうに私は思います。ですから、こうしたものを本当にお金をかけてやる必要があるのかどうか、ここはよく考えて、本当にこんなものを進める必要はないと私は思います。いかがでしょうか。

それから、今の御答弁の中で気になったのは現地対策本部ですね。現地とは一体どこかと私は質問したんですけれども、現地とは攻撃のあった地点だということですから、攻撃のあった地点は最前線なんです。そんな危険なところに現地対策本部が置かれていいんですかね。だから、私は気になったもんだから、殉職すると一体どうなるんですかということをお尋ねしたわけなんですけれども、最前線のことを指して現地というふうにお答えになっておるわけなんですけれども、そんな危険なところに対策本部を置くこと自体が対策にならないですよ。そうは思いませんか。現地というのは、要するに攻撃のあったところから避難をさせて、その避難をさせたところが現地じゃないかというふうに私自身は思うんですけれども、まさか役場の職員が、攻撃があったことに対して防戦するために、鉄砲を担いで戦場に繰り出していくというふうには私は考えていませんけれども、そういうことになりかねないような御答弁だったように今聞こえましたので、いま一度、この現地というのは一体どういうところが現地なのか、この2点、お答えをいただきたいと思います。

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 議案第1号で吉田正議員から再質問をいただきました。

現実に起こるのかどうかという御質問ですが、非常に難しい答えになるだろうというふうに思います。起こらないのが一番いい、これは個人的に同感であります。

また、風水害・地震等の自然災害に対するものについてもということでありますけれども、同じように考えております。どちらが重くてということではなくて、自然災害に対するものと同様に、万が一の場合が起きれば対策を講じる必要があるだろうというふうに思います。

それから、攻撃の最前線、現地対策本部が云々というお話であります。1回目の質問でも、難しい想定だろうというふうにお答えしました。ただ、言葉足らずで誤解を招いております。例えばですけれども、川が増水をしたと。そのときに一番近くで、川のすぐ土手のところにテントを張るかということ、そうではないんですね。先ほども言ったように、攻撃を受ける可能性があるところ、攻撃を受けたところというのはそこから何キロだというのは、今ここで1キロです、2キロですという話ではないんですけれども、攻撃を受けたところから、今おっしゃるように避難をさせる。それから救出に向かうということもあります。ですので、その地点に可能な限り近くで本部を設ける必要があるだろうという意味で、その地点だという意味ではありませんので、誤解がないようにしていただきたい。自然災害のことを考えていただくと、それに近い線で対策本部を現地に設けるという想定をしております。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 非常に甘い物の見方だというふうに私は思うんですね、現地というものの物の見方が。確かに、水害ですと、水の来ておるところに現地対策本部を置くわけではないですね。ですけれども、もしこういう計画をお立てになるとすれば、どこでまた攻撃があるのかわかんわけですよ。だから、本当にどこが現地かなんていうことは想定はできないと思います、もともと。ですから、この計画そのものはもともと無理があるんですよ。どこが攻撃を受けるのか、あらかじめわかっているような戦争なんていうのはないんですね。そうでしょう。だから、もともとこの計画そのものは無理なんです、どう考えても。無理なものを無理やりつくろうとしているというのが、この中身なんですよ。どこを攻撃されるのかわかっておれば、それだけそこに現地対策本部は立てられますよ。そんなもの無理じゃないですか。地震なら地震の亀裂の起きたところ、そんなところに現地対策本部を置くわけではない。それは当たり前の話ですよ。そうでしょう。台風が来ておるさなかに、床上浸水になっておるところに現地対策本部を置く、そんなことはできない。それは当たり前の話ですよ。ただ、武力攻撃というのは、そういうものとは全く違うんですよ。

だから、この条例そのものが、もう既に矛盾を来しているんです。現地なんていうのはあり得ん。現地というのはどこも現地なんですよ。だから、現地対策本部という物の考え方という

のはあり得ないんですよ。だから、国民保護対策本部というところが置かれておるところも現地かもしれないんですよ、もうそこは。それが戦争じゃないかというふうに思うんですね。だから、この条例そのものは、本当に今の御答弁を聞いていても、矛盾を来している条例ではないかなというふうに思います。

そうしたことも指摘をしておきますけれども、しかしながら武力攻撃を避けるための国の努力も大切でありますし、地方自治体として、例えば武力攻撃を避ける方法というのは国際法上でも認められているんですけれども、非武装地帯というんですか、非武装都市というんですか、そういう宣言をしている自治体も実はヨーロッパの方ではあるんですね。私たちは武装をしていませんよということを宣言する、そういう国際法上認められたものがあるそうです。ですから、そういうのを自治体として取り上げるべきじゃないかと検討もされている自治体があるそうです。ですから私は、こういうものをつくるんじゃなくて、いかに攻撃されないような、それも平和的に、だから予防に力を入れた方が私は現実的なことになるんじゃないかなあというふうに思うんですよ。だから、こんなものをつくる必要がないんじゃないかなあという思いですし、こうなる前のことを自分たちで考えることができないのか、そこが私はこの国民保護法の中の一番大きな問題点だというふうに思います。ですから、一度よく研究していただいて、こうしたものをまともに、まともな内容ではないわけですので、いま一度よく考え直していただいて、やはり平和的に、じゃあ自分たちのまちをどう守るのか、そういう研究を大いにやっていただきたいというふうに思います。いかがですか。

議長（安藤 桂君） 総務部長。

総務部長（森 進君） 今回の第1号議案についていろいろとお話を伺っておるわけですが、そもそも国民保護法ができて、消防庁からその計画のモデルが提示をされ、都道府県レベルでの国民保護計画、さらには市町村レベルでの国民保護計画、今回、この対策本部の設置条例につきましても、その国民保護計画に準じた運用をするにおいて必要な条例ということで提案をさせていただいておるわけですが、何も国民保護計画、あるいはこの条例を制定して、今の話で大口町が国と同じような責務を負うという話ではないというふうに自分は認識しておりますし、国のやれること、あるいは市町村のできることはおのずと違うというふうに思っています。私ども市町村レベルでできることというのは、国、あるいは県からの情報を住民の方に的確に迅速に伝達をするということが一つですし、それと避難誘導、あるいは退避というようなことを、住民の方と一番身近なところでやれる市町村の責務としてあるというふうに認識しております。ですから、議員さんも言われますように、こんな事態が起きないにこしたことはないわけですが、起きたときにどうするかということで計画をつくり、なおかつその計画をもとに運用する本部等の運用について条例で定めるというものであります

ので、国という高いレベルでの議論は、今回の大口町の議会の中でお話をさせていただくにはちょっとなじまないのかなあとと思いますし、当然そういうことがない、またあってはいけない日々の努力、これは国民として必要であるというふうには認識しております。

1番（吉田 正君） 後段、答弁してないよ。

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 後段のという話でありますので、ジュネーブ条約のことを御質問されておるとおもいます。

無防備地域宣言というのがございます。日本も批准はしておりますけれども、ただし日本としては、地方自治体が独自で宣言するということは許していないとなっております。インターネット等で調べますと、奈良市、大津市あたりが条例で出したという経過がございますが、否決をされているという現状もございますので、御理解がいただきたいと思っております。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第1号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第2号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 丹羽広域でも同じ条例が実は出ていまして、そのときに伺って初めてわかったわけですが、管理職手当が具体的にどういう計算になるのか、よくわからないんですね。その級における最高号給に改めるというふうになっておるわけですが、その職の級における最高号給でもって管理職手当を計算するということであるのならば、管理職手当が下がってしまうような職員というのはいないというふうに私は思っておったわけですが、しかしどうもそうではないと。この条例には出てこない部分が、実は規則だとかそういうものの中に恐らくあるんじゃないかというふうに思って、丹羽広域の議会の折には伺っておったわけですが、これは一体どういう中身なんですか、教えてください。

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 議案第2号につきまして吉田正議員から御質問をいただきました。内容についての説明をということであります。

条例の方ではアップが100分の25と定めるということで、あとは規則委任ということになります。その規則の中身についてでありますけれども、これはまだ案の段階ですが、現状、定率制で管理職手当を払っております。それを定額制にしようというのが国の動きであり

ます。これは民間企業を調べてみますと、多くの会社が定額制をとっているところから、国家公務員がそのように変更するということであります。それに準じて、大口町についても定額制に改めるとというのが根本であります。具体的には、今現在部長の職にある方については100分の16を率として掛け算をして、管理職手当を払っております。以下、参事が14、課長が13、主幹が10というのを定率制で払っております。これは本人さんの給料に掛け算をしますので、それぞれ差があります。今回改正になるのが定額制ということです。これは、率是一緒なんですけれども、それぞれの等級表がございます。部長が7で課長が6でありますけれども、その中間点、これは、大口町ぐらいの人数のところでありまして、退職をしたり、新しく課長になったりということで、でこぼこができます。ですので、国家公務員の一番真ん中の点をとって、そこにそれぞれ掛け算をしたものを額にするということで、具体的には部長の職にある者が7万800円、参事が6万2,000円、課長が5万4,000円、主幹が4万1,600円という定額になるということでございます。こうなるとどうなるかということになりますと、想像どおり、たくさんもらってみえる部長さん、課長さんについては中位になりますので下がる。新しく課長や部長になった方については逆に上がるというのが結果としてあります。ですので、4年間の経過措置を設けて、19年度は現在もらっている手当をそのまま払う。20年度については100分の70、その次は100分の50、その次は100分の25、その次が今申し上げた定額になるということで、激変緩和を図るために経過措置を設けて実施をするという予定にしております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 給料はそうなんですけれども、管理職手当というのはたしか期末勤勉手当にも関連しますよね。給料と、管理職手当と、それから扶養手当がたしか期末手当の中に関連してくる。それに一定の役職加算がついてくるだろうというふうに思うんですけれども、定額制といっても今いる部長さんの平均をやるわけですので、毎年毎年変わるんじゃないんですか、これ。平均をとるということになれば、それも私ちょっと疑問だったんですけれども、毎年毎年変わってくる可能性がありますよね。それはそれで聞きたいんですけれども、これはボーナスにも影響があることだと思うんですけれども、そうすると、例えば今一番上位におられる部長さんで、経過措置がない場合、どのぐらいの影響額があるのか、それをちょっとお教えいただけますか。

議長(安藤 桂君) 行政課長。

行政課長(馬場輝彦君) 議案第2号につきまして吉田正議員から再質問をいただきました。

まず後段の説明からですけれども、毎年変わるのではなくて、先ほど説明したのは、国の中

間点をとって、それぞれの率を掛けて、最後に申し上げた定額、部長は7万800円、この数字になるということであります。ですので、改正をした後は7万800円にずうっと定額でいくよと。ただし、先ほども言ったように、上の方の部長さんについては中位に下がりますので、その差額については、5年間を使って、経過で7万800円になるという意味であります。

それから、実際に幾らかということでありますけれども、一番多い方で月額で2,864円であります。逆に、ふえる方は月額で640円ふえるということであります。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 年収で、ボーナスも含めると、高い人・低い人でどのくらい変わるのか、後ほど資料でまたお答えいただければ結構だと思いますが、よろしくをお願いします。

あとお尋ねしておきたかったのは、これは給与に関する条例ですので、要するに大口町の給料表が8段階の分かれから7段階の分かれに変わったわけですね。7級制になった。その後、号の方は一挙に4倍くらいふえたわけですね。1号、2号、3号というのが細分化されたわけですね。それは成果主義といいますか、成績主義といいますか、それを今後導入していくんだという御説明が昨年たしかあったというふうに思っているわけですが、成績主義というのは、この4月から何らかの形で導入されるつもりなんではないでしょうか。

議長(安藤 桂君) 総務部長。

総務部長(森 進君) 給料構造改革というようなことで、今、吉田議員さんからお話があったような形で給料表の改正をしてきたわけでございまして、お話がありますように、今年の4月1日から昇給に関して4段階、あるいは5段階の中で評価をして、昇給をしていくというような形になるわけですが、現時点で、17年度と比較しまして、今お話がありました、特に新たに人事評価の中で実施をしているものは現実にはございません。ですから、今の段階でいけば、各管理職、課長さん、あるいは部長さん、さらには助役さんの方にお願いをしております勤務評価、さらには自己申告、このようなものを参考にすることになるというふうに思っています。このようなことも具体的に進めるということで、現在、行政課を含めまして政策調整、さらには企画財政課の3課によりまして人事評価制度、あるいは行政評価制度そのものの構築についてさらに勉強会を進めておるといような状況でございますので、よろしくお願

1番(吉田 正君) 従来どおり変わらんということなの。

議長(安藤 桂君) 総務部長。

総務部長（森 進君） 給料表の改定があって、特に新しい取り組みをしたものはございま
後刻訂正発言あり

せん。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第2号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第3号 大口町税条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今度、精神障害者の方も軽自動車税の減免の対象になるということで御説明いただいたわけですが、普通車の方はどういう扱いに今現在なっているのか、普通車は県税の方ですのでちょっとわからないんですけど、それももしわかればお教えいただきたいのと、最近是一家に2台くらい車があって、今のところは、たしかその一家のうちの1台を手帳に登録して車の自動車税を免除するというようなことだと思んですけど、今度、軽自動車税というのが加わったことによって、例えば家にある普通車も障害のある方を乗せるけれども、軽自動車にも乗せて通院なり何なり使うよというような場合はどういう扱いになるのか、これも教えていただきたいのと、それから軽自動車税の課税される基準日というのがありますよね。基準日は5月1日だったですか、4月1日だったですか、ちょっと私もう忘れてしまっているんですけど、昔、携わっておったんですけど、その基準日までにお知らせしないとまずいですよね。だから、そういう点で、これの周知はどのようになさるのか。例えば今年度、周知がなかなか徹底されずにいく場合、基準日以降でもこうした軽減が認められるのかどうなのか、その点についてお尋ねをしておきます。

議長（安藤 桂君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） ただいま吉田議員さんから御質問を受けました。

まず第1点目、県税の普通自動車の関係でありますけど、今回の改正については、当初、県税事務所の方からこの改正があるということで情報を収集しております。同じく5市2町もこのことには疎く、県税事務所から通知をいただいて、同じような歩みをするところであります。これが18年11月24日付で県の方から通知が来て、それを拝らせていただいて、きょうの条例改正に至っております。同じような足踏みで変更の条文を提出されるということを聞いております。

それと、障害者の車の台数の件でありますけど、条文上は1台ということが確かに明記されております。これも尾張県税事務所等の大きな会議の中で何度も議論されております。普通自動車に関しては県税事務所が扱うということで、大口町が扱うのは町税の関係で、とってお

かしな話をしてはいかんですけど、原則1台となっておりますけど、県税事務所の申請は県税事務所で受けていただく。軽自動車の申請は大口町の税務課で受けていただく。この解釈については、県税事務所も一步も譲るところはございませんので、当分はこの解釈でいきたいと考えております。

それと、軽自動車の基準日でありますけど、4月1日が基準日になっておりますので、周知の方法ですけど、広報、行政無線等で周知していきたいと今のところは考えております。よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) だから、ここの部分は福祉課とよく協議していただいて周知徹底していただかないと、徹底しないんですよ。さっきの話、基準日が4月1日だもんだから、減免ということになると、さかのぼって減免しないとか、いろんな問題が出てくるわけですよ、現実の話。そうすると、知らなんだわ、どうなっておるんやという話は、税務課に直接行くよりも福祉課の方に直接行かれる人が出てくるんじゃないかなあと思うんですね。だから、この問題は実は福祉課さんの方と早急によく協議してもらわんといかんのかなあというふう思うんですね。

あと、県税は県税で1台と、町税は町税で1台というふうで考えればいいんですか。要するに手帳に載るんですよ。その手帳に載せに申請に行くところは福祉課なんだよね、たしか。そうでしょう。高速道路の割引だとか、そういうのにもこれは実は関連してくるもんだから、非常に問題になってくるんですよ、こころ辺をあやふやにしておく。だからこれをお尋ねしているんです、ちょっとこれは協議してもらえんかなあと思ってね。今、税務課長がお答えになるだけだから、福祉課の方からも手がぱっと挙がって、何か答えられるのかなあと思ったんだけど、何にもそういうあれがないもんで、これはちょっとまずいんじゃないのというふうに私は思ったんだけど、そこら辺、どうですかね。

議長(安藤 桂君) 福祉課長。

福祉課長(村田貞俊君) 吉田議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

現状は普通車でございますけれども、大口町福祉課の方へそういった申請がある形の中で、一部証明する事項等も出てきます。私ども本当に勉強不足でいけなかったんですけども、また税務課の方ともお話をさせていただきたいと思います。

議長(安藤 桂君) 総務部長。

総務部長(森 進君) 税務課長の回答とちょっと重複する部分があるかもわかりませんが、基本的には、今回の私どもの町税条例の改正につきましては、既に普通自動車で減免

を受けている場合は除くというのが原則でありますので、そのあたりを御理解いただきたいというふうに思います。

それから、4月1日が基準日になりますが、この減免についての申請手続は一応納期までに申請手続をお願いするというようなことでもありますし、また事務担当者に確認をしましたところ、現在、この条例の改正によって該当してみえる形が2名ほどだというような状況もつかんでおりますので、今御心配の向きのありました件につきましては、今言ったような内容について、十分その当事者の方に個別にでも連絡をつけることができるのではないかというふうに考えております。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) ちょっと安心したんですけど、個別に御案内ができるということですけども、それはこちらがつかんでいるものですよね。だから、つかまれていないものも私はあるのではないかというふうに思いますので、ぜひそこら辺の周知の仕方、要するに精神障害に係る保健福祉手帳といったものを保持しておられる方に、こういった形でその御家族に伝えるのかということが問題になってきますので、これはぜひよく連携してやっていただきたいというふうに思います。

それから、今、部長さんの御答弁がありましたけど、1台しかだめなんだということがはっきりした御答弁だったわけですけども、しかしこうした障害のある方のことをいろいろ聞くわけですけども、やはり2台ぐらい認めてほしいと。車が違つと、もうそれで例えば高速道路なんかでも軽減が受けられんということで、お父さんが乗せていくときはいいんだけど、私が乗せていくときはねなんていって、そういう軽減が受けられないという声も実際にあるわけですので、せめて、最近は本当に一家に1台どころじゃない状況に車はなっていますけれども、ぜひ2台ぐらい、町は町、県は県ぐらいでお認めいただくと私はいいのではないかと思いますので、ぜひそこら辺も考慮していただけるようにぜひお願いをいたします。これは要望にしておきますので、よろしく申し上げます。

議長(安藤 桂君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) これをもって議案第3号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第4号 大口町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） ここは、よく私はわからんのですけれども、ホールの放送機器というのが値上げになるんですね。それから冷暖房費も値上げになるということなんですけれども、こちら辺を引き上げる根拠といったものがもしあればお教えいただきたいのと、それから営利目的がこの中に新たに入ってきています。営利というのは一体何ぞやということなんです。例えば物品販売等営利を目的とした場合の使用料は表の定める額の2倍とするということなんですけれども、ここで問題になってくるのは、その「物品」というのは一体何なのかと。例えばそこでコンサートを開かれる。そこで音楽なり、ほかの芸能なども提供される。目には見えませんが、広くいえばそれを聞きに行った人がその対価として支払ったものというふうを考えれば、それも営利というふうにとらえられてしまう場合がこの中にあるのではないかと、いうふうに思うんですね。そうすると、営利というのは私は非常にあいまいなものではないかと思えます。例えばこのホールを借りるには会場費が要るわけですね、当然。町民ホールだと1時間当たり1,000円、ステージを使えば1,000円というお金が要るわけなんですけれども、例えばこの会場費を賄うために入場料を徴収するという場合もありますよね。それから、例えばここでいろんな講演会を開くという際には当然講師を呼ぶ。講師を呼ぶ際に、講師に対するお礼を出さなくちゃいけない。それも例えば入場料で賄いたいといった場合は営利に当たるのか当たらないのか、ちょっとそこら辺をお教えいただけますでしょうか。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） まず2点の質問であります。1点が、放送と冷暖房、その根拠ということです。

今、この条例に出ささせていただいていますが、料金体系がばらばらであります。町民会館、さらには集会室等のホールがありますけれども、よく似た大きさであります。それで、第4条は町民会館でありますけれども、中央公民館は冷房機が1,000円になっております。それで、町民会館は500円でありますので、それを統一した金額というふうにしていきたいということでもありますけれども、大体、夏季の時期で冷房を入れますと、1キロワット当たり1時間12円72銭ぐらいがかかってまいります。それをそれぞれの機種で計算していきますと、町民会館あたりは、全館で入れますと2,192円が1時間当たりかかるということになってまいります。それで、ほかの部屋の方にも電気がついたりもしてきますし、それぞれそういうのを若干抜きますと、全体で12万キロぐらいが実際にかかる費用であります。そうしますと、実際には千二、三百円ぐらいが冷房機と電気料等にかかってくるお金であります。そういうことを精査しますと、500円では若干安いということから1,000円に上げさせていただくということでもあります。

それから放送器具でありますけれども、後に出てまいります条例の改正の方で町民会館と中

中央公民館にそれぞれ放送器具があります。町民会館の方には本当に立派な放送器具があります。これを今の金額で実際に貸し出しておりますと、非常にうちの方としても修繕等で大きなお金がかかってまいりますので、そういうものを使われる方には負担をしていただくということで、町民会館、中央公民館ともに料金体系を精査し、合わせていくということであります。

それから、2番目の営利であります。営利については、何が営利かというのがなかなか見づらいたいという御指摘であります。私どもが、この条例の備考欄に営利をはっきりうたったものは、業を営む者で、例えば個人の者ならそれで生計を立てる。企業であるなら、企業活動の一環の事業として収益を上げていく、それが営利目的でありますので、そちらを考えておまして、入場料だとか講師料という、例えば住民がやられるような、チケット販売をやられるというのは想定しておりません。ただ、そのあたりは申し込みの段階で職員がきちっと聞いてまいりますので、そういう問題は防いでいけるだろうというふうに思います。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) これは中央公民館の方と精査していくというふうですけれども、中央公民館の方では、放送設備というのは今まで1,500円が1,000円に今度は逆にしているという部分があったりいろいろするわけですけれども、今回いろいろなところにこれは関連してくるものですから、私も非常に比較のしにくいものだなあというふうに思ったわけですけれども、大体ホールのみで考えると、冷暖房機においては1,300円ぐらいかかるということなんです。放送機器についてはいろいろ修繕料とかそういうのがあるから、要は引き上げていきたいという意味なんです。そういうふうに理解をすればいいということですが、これはホールの放送機器ですので、非常に高価なものもたくさんあるというふうに理解はできますけれども、今ある放送機器というのはいつごろ入れられて、どのぐらい年数がたっているものなんでしょうか。そんなに修繕費が要るということであるのならば、買いかえていかなければならないようなものであるのならば、それはそれでまた私は検討していかなくちゃいけないものじゃないかなあと思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうかね。そこら辺もお教をいただきたいのと、修繕にお金がかかると言われたもんだから、ちょっと気になるんですけれども。あと営利なんですけれども、例えばコンサートをやられる。それはどこかの何とかプロモーターみたいなのがやるんじゃないかと、市民が自主的に、例えば劇団を呼んだり、私も若いころよくやりましたけれども、劇団「銅鑼」だとか「わらび座」だとかを呼んでやったわけですけれども、そうすると入場料が3,500円とか、劇団なんかだと4,000円とか、それぐらい本当にいただかないと劇団に対する費用は払えない。演劇をやる人たちというのは、確かに市民の皆さん方で実行委員会をつくって、演劇を皆さんに見てもらいたいけれども、その出演料は当

然払うわけですね。そうすると、劇団の人たちというのは、その収入でもって主たる生計を立てておると。確かにそうですね。そういうものというのは営利になるのかならないのか。この営利目的というのは、非常にそういうところでいつもぶつかる問題なんですね。例えば講師の先生が講師料で生計を立てておる、そういう場合は営利目的になってしまうのか、なってしまうのか、ここら辺は非常に難しい問題があるんだろうというふうに思いますが、ここら辺は明確になるんですか、ちょっとお教をいただきたいと思います。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） 中央公民館、町民会館の放送器具の関係でありますけれども、中央公民館につきましては、すべて放送器具、冷暖房というのは建設当時に設置されたものであります。中央公民館につきましてはもう既に老朽化しておりまして、直せば直すほど金がかかるということと、最近におきましては、集会室の放送器具を使う方がお見えになりません。ですので、集会室については撤去をしていくと。中央公民館について、新品の新しいものを入れようと思すと 3,000万ぐらい。年に何回しかないものを 3,000万入れてやる必要はないというように考えております。

それから講師の関係ですけれども、我々が使用料を意図しておるのは、講師に対してではなくて、その会場を使う団体の事業の内容で判断をしますので、講師はたまたま呼ばれてお見えになりますけれど、それは営利であっても、その講師の方が営むわけじゃないから御理解をいただきたい。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 木野春徳君。

5番（木野春徳君） 第10条の第2項に、教育委員会が認めるときは、既納の使用料を還付することができる。第3項に、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第1項の施設使用料を減免することができるかとありますけれども、この第2項の「教育委員会が認めるとき」というのは具体的にどのようなときなのか、また「公益上その他特別の理由」というのはどういうことか、ちょっと具体的に教えていただければと思います。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） 10条関係でありますけれども、教育委員会が認める場合ということですが、例えば風水害等がありまして、会場の使用が本人の意思なくして使えなくなった場合、これは当然対象にしなくちゃならんだろうというふうに考えます。ただし、今回の条例はそれぞれ規則の改正もしております。住民にとって最もいい使用方法で条例・規則を変えてきておりますけれども、今まで還付をしなかったもの、例えば1週間、2週間でも返すように

4月1日以降はするようにしております。以前は還付をしないということで、教育委員会の特別な理由というのは非常に適応しがたい。例えば3日、4日で、どうしても人が集まらなくてできない。それじゃあやめますわというような話にしますと、これはあなたの勝手な話でしょうということになって返していなかった。しかし、時代の流れの中で、そんなことじゃいかんだろうと。さらには、健康文化センターの方は条例が返すことになっております。類似施設を使いながらも、返さないというのは住民にとって不利益をもたらすということから、今回、4号から7号まですべてそうした条例を精査するという内容で御提案をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第4号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第5号 大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 後ろの方の新旧対照表を見ますと、古い方は施設使用料のその他というのがありまして、教育委員会が別に定める額と。聞いておられますと、例えばあいていたから急に行って卓球をやりたいというようなことだと、非常に低額で卓球ができるというふうに聞いておったんですが、今度はその他というのがなくなるんですけれども、住民の皆さんが行って、あいていたら卓球をやりたいとかバドミントンをやりたいとかいうようなことで、全面も使わない、卓球ですと、ほんのちょっと使えばできるわけなんですけれども、そういう場合の施設使用料というのは今度どうなるんですか。今まではどうなんでしょうか。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） その他の、教育委員会が別に定めるという条項であります。

私ども、この条例におきましても、既に規則の方も改正をさせていただいております。その中で、規則の方では3カ月前に予約をする形になってまいりますけれども、今までは来ていただいて使用をとっておいていただいたわけなんですけれども、通常の一般の利用、常時使われるような場合は1カ月を押さえられるような形になっております。そこで、例えば今の議員が質問されているような話で、あいておれば、その場でうちの方は使っていただく。今でもやっております。ただし、外の体育施設についてはなかなか精査ができていく。というのは、管理人の問題がありまして、たまたま管理人が全部前の時間帯に入っておればそれは可能で、すぐ使っ

てくださいよと、テニスコートあたりは、やっております。しかし、午前中、何もなくて、たまたま3時から入った場合に、管理人にすぐに連絡がとれない。そうしますと、職員が行ってその管理をするという話はいささか疑問がありますので、そうした面も今後は体育施設の方も一緒になって考えていくということから、とりあえずは施設の建物の方でそういう開始をしていくということで、今回外してきましたけれども、その質問の内容については十分精査をして、うちの方は窓口でその場の対応ができるようにしておりますので、心配はないかと思いますが。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） それで、聞くところによりますと、あいているときにあそこの集会室で卓球をやりたいというと、何か数十円ぐらいで使えたらしいんですが、今度は、その他というのとか、どこかに規則があるのかどうなのか知りませんが、そういう場合は今までと変わらないと考えればいいんですか。どうすればいいんですか。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） 基本的に、お金をもらって使っていただいておりますので、たとえ卓球の1台であれども、その場を提供するということになってまいりますので、お金はいただきたいというふうに思っております。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） この表だけを見ますと、集会室は全面1,000円、半面500円となっております。卓球1台をやるのだと今まで500円も取っていないわけです。極めて安価に利用できたわけですが、今度は、この規則どおりにやられてしまうと、卓球1台を借りてやるのにも500円必要かなというふうにも解釈できるんですが、それはどうなるんですか。従来どおりでいいんですか。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） 集会室は、もともと全館を使う方法と半面を使う方法があります。それで、非常に難しいのは、例えば電気をつけますと電気の光が入ってまぶしいと、バレーボールとかバドミントンといったものは電気をつけてくれるなど。それから、卓球みたいに台を使うようなものは、あると球が白いから非常に見やすいということで、競合というのは本来非常に難しい話です。ですから、もしその傍らでやりたいということになれば、そこの使ってみえる方に理解を求めていただければ、うちの方は問題ないですね。ただ、半面なら半面、お金を払っていただいておりますので、その調整が、例えば半面のお金の方から200円引くの

か 300円引くのかということにもなってまいりますので、それは使ってみえる方の御理解をいただければ、私どもは金額的に、その方に 200円もらって、片方が 800円になるというような形にはなるかもしれませんが、なかなか競合するというのは難しい半面があると思います。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第 5 号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第 6 号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） ロッカーが今度新たに専用できるということだそうですが、専用されてしまってロッカーが足りなくなるということは出てこないんですか。今、1年間に4万五、六千人ぐらいの利用があるわけですね。単純にそれを 250日ぐらいで割り返しても、1日に 200人ぐらいの人が来るわけですね。大体、単発で来る人よりも定期的に来られる人が多い。そうすると、ロッカーは今幾つあるのか私は知りませんが、夏場の利用の多いときとかになるとロッカーが足りなくなっちゃうんじゃないかなあと思うんですが、今のところ、ロッカーを専用したいと希望のある人は一体どのぐらいの人が見えるんですか。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） ロッカーの質問であります。

ロッカーは現在 480、男女ともであります。それぞれ半々になっておりまして、マックスが 480ということです。それで、服を着てみえた人が外で着がえるわけにもまいりません。マックスが 480と考えていただければ、大口町の温水プールの利用者はおのずと決まるだろうというふうに思います。ただし、小学生ぐらいの、ウィルがやっておくれます講座の子たちは、親さんが既に水着を家から着せて、それで水着姿で駐車場から子供たちが走ってくる状況がよくあります。その子供たちはもう着がえるようなことはなく、かぎだけをもって入るわけですが、そういうことが若干ありますけれども、通常の入場に関しては 480がマックスだと思います。

それから希望者でありますけれども、これは、大きなスイミングクラブで大体今 900名ぐらいが入ってみえるようなさくらスイミング等があります。そうした方は、常時、週を通して使われておりますので、その方たちが専用ロッカーを希望されるということで、大体、人数は女

性でも10から15人ぐらい希望してみえます。専用になれば、当然、1ヵ月ごとにうちの方は検査をするわけですが、お金が要りますよと。それでもいいという希望があるわけですので、その方には1ロッカー 1,000円をいただいて、専用ロッカーを貸し出していくという考え方で4月からは進めていきたいというふうに思います。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） あと温水プールの専用料なんですけれども、以前と今回の違いといいですか、専用料と温水プール専用料ということになったんですけれども、これは一体どういうことなんでしょうか。1コース 1,600円、改正後のやつは。1コースというのがこの中に加わったわけなんですけれども、そうすると、今専用してあるよということは、何らか表示か何かされるわけですか。ここら辺もちょっとよく私わからんものですから、例えばあそこはコースが8コースで、8コースとも専用されてしまうと入れないことが出てきかねませんよね、来たけれども。そういうことがないようにするという、どこかに決められたものというものはあるんですか。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） まず、温水プールの「専用」という言葉が新旧の方に載っております、変わっていると。温水プールは、先ほど申し上げたように、ロッカーが「専用」という言葉を使いますので、従来は専用ロッカーはなかったということで、プールの使用の専用だけであった。それが、ロッカーを入れたことによって分けたということで御理解がいただきたいと思います。

それから、プールの専用でありますけれども、従来は8コースのうち4コースまでは専用で、うちの方が専用の許可を出す時点で、要は特記事項で与える。その状況を、ただし一般の客が5人ぐらいで泳いでみえて、どうしても専用の方が盛りくり返ってしまうという場合は、特別に1コースをさらに許可している。それは、そのときそのときの状態を見がてら、生涯学習課の担当が判断をしているところであります。

それで、新しく変える方法は、従来は、そういう形で初めから4レーンなら4レーンを与えていたものを、例えば平日が3,090円、それから日曜日は4,120円ということで値段をつけておりましたけれども、それは4コースとっても4,120円、3コースとっても4,120円ということであります。大人が1回300円あります。1レーンで大人が泳げる範囲は大体10名、子供が15名ということ想定しますと、1レーンに子供が15名入ったときには、100円で泳いでいただいても1,500円。とって、今回の場合は1,600円というふうになっておりますので、子供たちが強化でどんどんと水泳で伸びていくためには、従来の専用の仕方よりも今回の方がお

金が安くなるということですね。例えば3レーンで子供がとった場合……。失礼しました、子供の場合は800円ですので、従来、3コースとっても4コースとっても3,090円ですので、3コースとっていただいても三八、二千四百円。非常に低料金で子供の強化を図っていくというような意図をもって専用を変えさせていただいた。ただし、一般の方につきましては、3コース以上とりますと100何円ちょっと上がるわけですが、みんなで支えていくためには、やはり大人の方は子供の成長を見守るためにも御理解がいただきたい。苦しい答弁をしておりますけれども、ひとつよろしく願いをいたします。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） さくらスイミングという言葉が出ましたけれども、そういうクラブについては今まで減免措置があったんですか。今後はどうなんですか。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） 減免措置は、うちの社会教育団体があります。さらには、広域的な、町外でやってもいいような事業を一般の方がやられる場合、減免措置を認めてきておりました。それで、平成19年度におきましても減免は残っております。御心配なく。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第6号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、11時まで休憩といたします。

（午前10時48分）

議長（安藤 桂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

議長（安藤 桂君） 続いて、議案第7号 大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第8号 大口町文化財保護条例の全部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) この改正要旨が裏にあったわけですが、文化財保護法の改正があって、これは全部改正ということになっているわけですが、国・県の指定文化財についても、町費の補助対象にしましたということが書いてあるわけですが、例えば建物等が文化財になった場合、その際の改築といったものがある場合、どんな制約があるのか、ちょっとお尋ねをしておきたいんですが、以前も、ちょっと僕はほかのところから耳にしたんですが、例えばお寺の門であるだとか、ああいうのも一つの建造物だと思うんですね。それが古い大変由緒のあるものであるわけですが、例えばかわらのふきかえを当然やっていかなきゃいけないだとか、そのほかの補修等もやっていかなきゃ維持はできないわけですが、ただ文化財ですので、当然そういうものを調査しがてらやっていかれるべきものであったのであろうと、これは後からそういう声が聞かれるわけですね。ですから、そういったものというのはどういう制約があるのか、文化財を持ってみえる方々に、それが個人のものだとか、法人のものもそうですけれども、それを保持しておられる方がそういう認識をしておられないと、どうしても勝手にやってしまうケースというのが出てくると思うんですね。知らずにやってしまう方が出てくると思うんですが、そこら辺の制約というのは何かあるんでしょうか。また、その制約というものはわかるようなものが、その文化財等を保持しておられる方のもとにきちっと文書として何らかの形で交付されているものなのかどうか、ちょっとそこら辺を教えてくださいませんか。

議長(安藤 桂君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(三輪恒久君) まず、文化財の改築の制約、さらには県だとか国の指定文化財の補助の関係ですけれども、補助することができる条文でありますので、必ずしもすべてが補助というものではなくて、本当に早急に直さなくちゃならんようなものであるならば、やはり町も新しい条例改正によって補助をし、その物件を残していくのは必要であろうかというように思います。

それで、建物、築造が主だろうと思いますけれども、例えばお宮の照りのところに、照りというのはこうなっておりますけれども、その角度を変えてはならぬとか、それからその彫刻が何々時代の由緒ある彫刻である、これは後世にも残していかなきゃならんだろうというのが最初に指定をされる段階で議論をしております。そうした中で、その形状が変わらない限りは、制約範囲内で修復されるものについては構わない。ただし、かわら等でも、今回1件そんなケースが若干出てきております。非常にかわらでふきますと重いわけでありまして、その重

さに、例えば風速50メートル、60メートルの台風が吹いた場合に、下がかなり腐ってきて、もたないという場合には、指定を外すのではなく、かわらから銅板ぶきで、形状が変わらなければいいということになっておりますので、そのあたりは認めてその遺産を残していくということで、文化財は守っていくように条例がなっておりますので、御理解いただきたいと思います。
議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第8号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第9号 大口町介護保険条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 説明がありましたけれども、よく聞き取れませんでしたので、もう一度説明をしていただきたいのと、それからデイサービスで給食を支給している施設というのは幾つかあると思うんですけれども、それぞれ給食費というのは幾らになっているのか、教えてください。

議長（安藤 桂君） 福祉課長。

福祉課長（村田貞俊君） 田中議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、事業の概要の説明ということでよろしいかと思っておりますけれども、今回、この事業につきましては、低所得者の方々に対するデイサービス等、通所系のサービスを利用した場合に、とった給食費等の軽減を図っていこうということで考えております。

そして、対象者につきましては、介護保険料における所得第1、第2、第3、要は課税になっていない方をすべて対象にしてまいります。

そして、対象といたします通所系サービスとしましては二つの形で分けておりますけれども、予防給付と介護給付といったサービスの提供体系をとっておりますので、予防給付につきましては、介護予防、通所介護（デイサービス）、さらにはリハビリ、そういった関係でございます。そして、介護給付の方につきましても同じですけれども、デイとリハビリ、さらには今後出てくるであろうところの認知症対応型の通所介護ですね。現状、大口町はまだございませんけれども、御利用される方はいずれ出てくるかと想定はしております。

そして、自己負担の基準額につきましては、第1段階で1日130円は御自分でお支払いいただきますけれども、残りの部分については介護保険の方で見ていくと、第2段階につきましては、170円を御自分で払っていただきます。第3段階については280円を払っていただくと、そういった内容になっております。

そして、大変申しわけないんですけれども、大口町は現在こういったサービスで4事業所をとらえておりますけれども、ただいま個々の給食費の単価を持ち合わせておりませんので、また後ほどお知らせをさせていただきます。

そういった中で、全体の、今回算定の根拠にさせていただいた事業所の給食費の平均単価が1食当たり570円と、そんな状況になっております。以上です。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第9号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第10号 大口町児童扶養手当支給条例の一部改正について、質疑に入ります。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） この新旧対照表の第4条の方ですけれども、今度、盲学校とか、聾学校とか、養護学校というのが「特別支援学校」という文言に変わっているわけですけれども、こうした学校に就学しているために町外に住所を有する者についてはということなんですけれども、要するに学校の寄宿舎に住んでみえる方が対象になるのではないかなあというふうに思うんですが、そういった方というのは大口町には今何人ぐらいお見えになるんでしょうか。

議長（安藤 桂君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） すみません、ちょっと数字の方をつかんでおりませんので、後ほど御報告させていただきます。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第10号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第11号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第11号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第12号 大口町国民健康保険条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 葬祭費は8万円から5万円になって、これは国が法律を変えたからということですが、実際に葬儀をやるについて、生活保護受給者ですと大体13万円を上限程度にしてやってくださいという指導がされるんですね。実際には、御承知のように、生活保護基準以下の収入しかない皆さんがボーダーラインにかなりいるというふうに言われております。大口町でもありますが、そういう低所得者の方にまで葬祭費を3万円も削るとするのは、非常に過酷な一面があるなあというふうに思うんです。国が決めた法律に従わないと、また制裁措置があって、調整交付金を減らすとか、そういうことがあるのかどうなのか。国保行政は自治事務であって、地方分権の時代、自治事務は町の権限でやれるというふうに私は解釈をしているんですが、実際には言葉だけで、国の制裁措置があるからということでは何でもかんでも国にべったりになっちゃうわけですが、そこら辺の運用でどうなんでしょう、例えば8万円にとどめることは不可能ですか。

議長（安藤 桂君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） それでは、田中議員の御質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、葬祭費を8万円から5万円に引き下げることにつきましては、昨年健康保険法施行令が改正されまして、これが今年の10月1日から施行された。それに伴いまして、今回、葬祭費を下げるということでございます。これにつきましては、今年の9月議会の中で出産育児一時金を30万円から35万円に改正したという経緯がございます。この中で、そのときには国保運営協議会の中で委員さんにお諮りをして、その時点では据え置きという形でございました。今回、ことしの1月29日に開催しました国保運営協議会の中で葬祭費の引き下げの御答申をいただいたという経緯もございまして、引き下げをするものでございます。

確かに国保財政につきましては、上げる・下げることによって、全体では一応現行を維持することができるのかというふうに思っていますけれども、この法律に基づいてやることによりまして、先ほど議員がおっしゃいましたように、特別調整交付金に当然影響が出てくるというふうに考えております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 公的年金控除等の縮小や高齢者控除の廃止、それから定率減税の廃止ということで、とりわけ年金生活者、高齢者の皆さんに対してはひどい仕打ちだということで、全国で批判が起きております。そういう中で、また高齢者に冷たい仕打ちが来たなあということで、非常に私は憤りを感じるわけですが、これは国に対して、自治事務なんだから自治体の裁量で、財政的な背景もいろいろとそれぞれの自治体によって違いますけれども、8万

円にとどめるということにしても、そんなことで調整交付金を減らすというような制裁はやめるべきだというふうに思います。機会をとらえて、ぜひそうした意見があるということを上級機関に伝えていただきたい。以上です。

議長（安藤 桂君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 今回の葬祭費の改正につきましては、健康保険法の改正に伴いまして、定額の5万円という形で改正をされました。これにつきましては、御承知のように国保の任意給付ということで、当然、国保税からその財源が出ております。そうした中で、先ほど課長から申しあげましたように、この5万円よりも超えて給付するというようになってくれば、当然ペナルティーとしての調整交付金の減額といったことも考えられますので、今後、先ほどの御意見でございますが、国の動向を私どもとしては見守っていきたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 特別調整交付金等で制裁があるという御答弁があったわけですが、たしか予算で見ますと、葬祭費だとか出産育児一時金などというのは交付税算定されるものになっているんですね。ですから、現実には大口町は国の方からは交付税をもらっていませんので、町の持ち出しでこの部分というのは賄われるべきものということで、町からの繰出金で賄っているんじゃないですか、その部分でいくと。全部が全部、今の保険税で賄っているということではないですよ、そういう点でいくと。ということであるのならば、一つ考えられるのは、一定の低所得者の方については、それを上乘せしていくということが町の政策としてどうするのかということですが、そういうことも考えられるんじゃないかなあと思うんですね。全部の人を百歩譲って引き上げろとは言いませんけれども、しかしさっきも田中議員の方からも発言がありましたけれども、例えば生活保護基準すれすれに近い人たちについては、現実には町の持ち出し部分で葬祭費等々も賄われている現状からすれば、町独自にそういった部分について検討する余地は私はまだ十分に残されているというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（安藤 桂君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 先ほど来の回答の中で、健康保険法施行令の改正の中で出産育児一時金の限度額35万円、葬祭費の限度額が5万円というふうになっております。確かに、出産育児一時金につきましては、皆さんの税金の方から3分の2の補てんをしていただいております、またその3分の1、また葬祭費につきましては国保の税金の中から賄っているというような現状でございます。そういう状況でありますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第12号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第13号 大口町フレンドシップ継承事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第13号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第14号 平成18年度大口町一般会計補正予算（第4号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず、4ページ、5ページの債務負担行為の補正の問題なんですけれども、新聞の方が先行しておるといふふうに見受けられるんですけれども、予定よりもおくれているということがどんどんマスコミ関係のところから出ておるわけなんですけれども、それで説明も、アスベスト等が天井裏から出てきたとか、それから入札が不調に終わったこと等のおくれによって出てきているんだということで、マスコミの報道によると、これは挽回ができるんだということも書かれているわけなんですけれども、本当に日数的に60日ぐらいのおくれが実際にあって、この工事そのものの出来高が3月末時点で、本当のところどの程度になっていくのか、そこら辺のことについてもちょっと詳しくお教えをいただきたいなあとと思います。よろしくお願いします。

それから歳入ですけれども、まず11ページ、12ページですけれども、児童手当費負担金というのが、民生費国庫負担金、それから次のページには民生費県負担金ということで出てきますけれども、要するに差し引きをすると減額ということなんですけれども、これはどういうことなのかさっぱりわかりませんので、ちょっと整理してお教えいただきたいんですね。児童手当被用者分負担金追加とか、非被用者分負担金減とか、これは一体どういうことなのか。要するにサラリーマンの人と、それ以外の人に分かれておることはわかるわけなんですけれども、一体その見込みが、例えばサラリーマンの、社会保険のある御家庭の人は何人ふえて、それ以外の人は何人減ったとか、それから特例給付というのはどういう意味なのか、僕はここら辺もよくわかりませんので、小学校6年生までふえたことについて、じゃあ一体何人受給できるようにな

ったのかとか、そういう説明をいただかないとさっぱりわからんもんですから、ちょっとお教えをいただきたいというふうに思います。

歳入はそうなんですけれども、あと17ページ、18ページの歳出ですけれども、今年度は一体何人の方が退職されるんでしょうか。ここでは勸奨退職の人が2人ということで、退職手当組合の特別負担金というのが出てくるわけですけれども、一体何人の方が退職されて、来年度、4月早々には何人の方が今度は採用されるのか、そのことによって職員の数是一体どうなるのか、これも詳しくお教えをいただきたいと思います。

それから、あと火災警報器の減ですけれども、安全・安心まちづくり事業ということで、火災警報器は、煙式と熱式と二つの方式があって、大口町が助成しているものは、例えば台所とか、そういうところに設置する熱式のものではなく、就寝中に煙に巻かれて死亡される場合があるからということで、煙方式のものについてのみ火災警報器の助成を行っている。この間、ちょっとレクチャーを受けたんですね。しかも、それは町内の業者から買わないと、例えばインターネットだとか、そういうのが町内なのか町外なのかという問題も出てくるわけですけれども、町外のところで購入した場合は対象にはなりませんよということで、非常に複雑な補助事業なんですね。私は、いっそのこと、これは町外まで広げたらいいと思うんですけれども、町内と限定しちゃうもんだから、かえって混乱を来すもとはないかなあというふうに思うんですね。大型店もあっちにもこっちにもあるもんで、皆さん行かれるんですよ。そうすると、町内だけで買い物をする人というのは今は本当にごくまれで、町外へ行って買物をされる人も結構多いわけですけれども、町外までこれは広げていただいて、それから何か消防の認定のマークがついてないといかんとかいろいろあるわけですけれども、そういうものも確認できるようなものがあれば、確認も当然してもらって、この補助事業もそういう点では広げた方がかえっていいんじゃないかというふうに思うんですが、今どう思っているんでしょうか。370万円もこれは減額するということですので、非常にそういう点では、住民の皆さんから見れば補助してもらいにくいことになっているんじゃないかということで、申請する人が少ないから減額するというだけではなくて、せっかくこういう制度をつくったんだから、もっと前向きに考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、あと19ページ、20ページのところですけれども、情報管理費の中の「おおぐちデジタルミュージアム減」というのがあるんですけれども、これも何か委託先が見つからなかったとかいう説明があったんですけど、これも一体どういうことなのかちょっとよくわかりませんので、ぜひこれもお教えをいただきたいと思います。

それから23ページ、24ページですけれども、保健衛生費の中の予防費の予防接種委託料、日本脳炎だとか三種混合だとか、そういうものなどが減になったんだということなんです、受

診率というのは一体どうなっているのでしょうか。ただ単に減額というだけでは済まない問題だと思っんですね。一定の子供の数というのは大体把握されてみえるわけですので、その受診率というのは一体どういうふうになっているのか、これもぜひお教をいただきたいと思っます。以上です。

議長（安藤 桂君） 情報課長。

情報課長（小島幹久君） それでは、吉田議員のおおぐちデジタルミュージアムの減額について御説明させていただきます。

デジタルミュージアムは、ホームページ上で主として資料館の内容等をアップして、デジタルで資料館の内容を見ていただくというのですが、それ以外にも、文化交流のホームページとして本来立ち上げたものがあります。ところが、交流の場というのはいわゆる掲示板なんです、ホームページの場合は、掲示板というと掲示板荒らし、いわゆる「荒らし」ということなんです、いたずらな投稿なんかが出てきます。そういうのを管理するのは、ある程度住民の方でやっていただくといいなあとということで初めは考えたわけ。実際、IT関係にある程度精通したNPO的な団体というのが大口町の方でもあったわけですが、そこに引き受けていただくという想定で予算は組んだんですが、若干、力不足ということでうまくいかなかったもんですから、全額減額ということにさせていただきました。以上です。

議長（安藤 桂君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 統合中学校建設事業におけます出来高について御質問をいただきました。

当初予定をしておりました出来高は35%を見込んでおりました。これが、入札の不調、あるいはアスベストが新たに出てきたと、それから騒音による苦情、あるいはテスト週間による学校、あるいは生徒への配慮によりましておくれしてきたというようなことがございまして、この結果、3月末までの出来高が13%程度になる見込みとなってまいりました。

それで、債務負担行為の関係で御質問をいただきましたが、昨年12月27日付で変更の交付決定がございました。平成18年度、19年度の2カ年で3,273万円増額になる旨の通知がございました。増額の理由といたしましては、補助単価が増額になったことによるものであります。このうち、18年度におきましては3,273万円のうち1,309万2,000円の増額で、変更後の交付決定金額といたしましては2億2,048万1,000円というふうになっております。本来であれば、この分を増額補正させていただくところでございますが、出来高の関係で今回補正をさせていただいておりますが、最終の見込み金額といたしましては6,475万3,000円になってまいります。この結果、変更後の交付決定金額2億2,048万1,000円から最終の見込み金額を除いた1億5,572万8,000円を19年度へ繰り越すこととなってまいりました。先回の建設特別委員会、

あるいは議会全員協議会におきまして、繰り越しの見込み金額につきまして、概算で 7,000万から 8,000万というふうに御説明をさせていただきましたが、その後、国庫補助対象事業につきまして、会計検査を視野に入れまして具体的に見直しを行い、精査をいたしましたところ、倍額相当の 1 億 5,572万 8,000円になってきたということでございます。

今年度、国庫補助対象事業として執行できない部分につきましては、繰り越しができるように、県、並びに国の方へ話をし、調整をしてみりましたが、結果といたしましては、繰り越しをしていただけないという御返事が参っております。以上です。

議長（安藤 桂君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 12ページの児童手当の関係で御質問いただきました。

一言で説明するのは非常に難しい制度になっております。もともとゼロ歳から 3 歳までの児童手当が始まりでございまして、それからだんだんだんだん継ぎ足して拡大していったというような経緯がございます。この手当につきましては。したがって、今ごらんいただいておりますところに、児童手当負担金ということで五つに分かれた手当になっております。これを簡単に申し上げますと、議員言われましたように、1 番の方の手当につきましては 3 歳までの方でございます。それから 2 番の小学校修了前というのが 3 歳以上というふうにまず大きく分かれております。それから、今言われました被用者というのが、おっしゃったように厚生年金、いわゆる一般のサラリーマンの方が対象になっております。それから、非被用者という方が、いわゆる国民年金に加入をされている方でございます。その 3 番目に書いてあります特例給付というのが、一定の所得をオーバーされた方の救済部分の方であります。それから、2 番の方の小学校修了前につきましても、被用者というのが厚生年金、それから非被用者というのが国民年金を利用されている方というのが基本的な制度でございます。

それで、今回補正をお願いしたのは、御承知のように、昨年法改正がございまして、所得制限が緩和をされております。これは以前にも議会の方で御説明をさせていただきましたが、例えば厚生年金の方でいきますと、年収ベースになりますけれども、780万の年収の方が 860万というふうになってきております。それから、国民年金を利用されております非被用者の方につきましても、596万 3,000円から 780万円というふうに一般平均の目安としての所得制限の緩和がされております。

こういった関係で、まず大きな理由の一つといたしますか、もうほとんどこれなんですけれども、特例給付を今まで受けておった、いわゆる一定所得オーバーの方で、救済部分で児童手当をもらっておられた方がすべて被用者、それから非被用者ということで、そちらの部類の方に移っていったというのが一番大きな原因でございます。これと、あと各被用者、非被用者、それから特例給付の人数についても数字はございますけれども、これは多分読み上げても混乱し

ますので、あえて読み上げませんが、特例給付の方から被用者、非被用者の方に移っていかれた方ですけれども、一応特例給付の方が 332人見えましたが、このうち 292名の方が被用者、非被用者の方に移っていかれたということで、特例給付の方は非常に残りが少なくなっているということでございます。

そういった関係でその予算を見ていただきますと、特例給付の方が非常に減ってきているということでございます。ふえてきておりますのが、被用者のところが一番大きくふえてきているということでございます。ただ全体的に、先ほど申し上げましたように、議員もおっしゃいましたように、人数の増減が当然でございます。これは例年あるわけですけれども、こういった人数も含めまして増減をいたしまして、この差し引き分が今回こういった国の補助金、それから県の補助金ということで計算をさせていただきました数字がそこに載せてございますので、よろしく願いいたします。

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 補正予算の17ページ、18ページにわたって御質問を2点いただきました。

まず、18ページの職員給与費の共済費、退職手当組合特別負担金の関連で、本年度、退職が何人で、採用が何人ということであります。18年4月1日現在、一般職ベースで196人で、退職が8名であります。定年退職が3名、勸奨退職が2名、普通退職が3名であります。なお、採用につきましては9名という予定をしております。ですので、一たん196が188になり、来年の4月1日現在では一般職ベースで197人という予定をしております。

続きまして、火災警報器の負担金の減額について御質問をいただきました。

御承知のように、これは全国ベースで寝ている間に煙に巻かれて亡くなる方が多いということで、国の方が法律を改正しました。その改正の中で、住宅の寝室、あるいは寝室が2階にある場合については階段室を含んで、煙式の火災警報器の義務づけをしました。猶予期間が2年ほどあるんですけれども、それに基づきまして、大口町としては、全国でも珍しいと思いますけれども、補助をつけるということを実施しております。ですので、あくまでも煙に巻かれて夜寝ておる間に亡くなる方が多いということでございますので、今回の補助の中では、料理をする火を使う熱感知については除外がしてございます。

また、町外・町内という区分けをなくしたらどうだという御意見もいただきました。

これはNSマークといいまして、日本の消防協会が認定をした器械でないと性能的に問題があるだろうということも思います。ですので、あくまでもNSマークつきでお願いしたいということで始めました。ただしこれを確認するには、単なる領収書で幾つだよというだけではな

かなか難しい部分もあります。それから、インターネットで今どきは買うことができます。で

後刻訂正発言あり

すので、あくまでも確認をさせていただく。きちんとした煙感知を買っていただくという意味も含めて、町内の業者に説明もいたしまして、ちゃんと証明をしていただく。合っておるものについて、幾つ売ったんだよという証明を出していただくということで現在進めております。ですので、あくまでも証明をもらえるのは町内に限った方がいいだろうということで、現在、町内の業者ということで限らせていただいております。いずれにしましても、全国ベースでも珍しい補助金だろうと思っています。そういう点でも、根本的に前向きな補助金ということで実施しておりますので、御理解がいただきたいと思っております。

なお、数字的には、当初は1家庭3基までということで、1,500世帯3基という予定をして450万円という予算を立てましたが、2月末現在で69世帯で176基分の申請が出ております。あと1ヵ月ありますので、PR等にも努めて、の370万という数字で何とかお願いしたい。また、当初予算にも計上がしてありますので、御理解がいただきたいと思っております。

議長（安藤 桂君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 23ページ、24ページの予防接種の減額につきまして御質問をいただきました。

今回の減額につきましては、日本脳炎予防接種が接種勧奨を見合わせていることによる減額でございます。

日本脳炎予防接種につきましては、平成17年5月にワクチンの安全性の問題があり、接種勧奨を見合わせております。海外渡航等の特別な場合を除いては、ほぼ中止という形になっております。当初予算の段階では、早い時期に新しいワクチンによる再開が見込まれるということで、前年度分の積み残し分を含めて予算計上させていただきましたが、ワクチンの認可がないということで一切中止ということになりました。それによる減額でございます。

それから、予防接種の受診率でございますが、予防接種は、今、年間を通して4月から3月まで実施しております。現在まだ進行中ですので、17年度の受診率についてお答えさせていただきます。

それぞれ種別でございますが、まず乳幼児の予防接種の方ですが、三種混合の第1期の初回ということで、最初に3回接種するものですが、こちらが84.5%、その1年後に実施します第1期の追加分が73.9%、それから小学生を対象にしております二種混合の第2期が84.5%、それから生ポリオワクチンが86.0%、麻疹・風疹ですが、17年度の段階では麻疹・風疹それぞれ個別で行っておりまして、18年4月からは麻疹・風疹の混合ワクチンということでちょっと制度が変わりまして、まだ18年の数字は出しておりませんので、それぞれの数字になりますが、麻疹の方が82.4%、風疹が88.3%。それから、今御説明しました日本脳炎につきましては、昨年5月までということですので、ちょっと参考にはなりません。乳幼児については9%に

とどまっております。それからもう一つ、高齢者を対象にしましたインフルエンザの予防接種ですが、こちらの方は68.3%ということでございます。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 中学校の建設事業のことについては1億5,000万ぐらい補助金が繰り越される、それも国の方も認めていただけるんだろーというように今御報告があって、ちょっと安堵するわけですが、入札談合の問題等も今非常に大きな問題になってきておりますね。中学校を建設されてみえる清水建設もその中に入っておるわけですが、これは単に下水道談合のみならず、これまで行われてきた地下鉄談合にまで広がっていつている。そういう状況が連日のように報道されているところであります。

そうした中で、大口町の入札の中身、これは当然自主的にいま一度よく調べていただく必要が、こうした問題が起きておるところですので、この入札はどういうものであったのかということをしかりと精査する必要が今あるのではないかというふうに思うわけですが、こちら辺の町の考え方もいま一度お尋ねをしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

児童手当のことは、これは本当に難しい話なものですから、また後で個別で教えてください。よくわからぬものですからね。

それから、火災警報器の減の問題ですが、証明書を得るには、町内の販売されたところに販売証明を求めますけれども、NSマークというのは火災警報器そのもののパッケージなどにもついていますよね、見ると。役場のカウンターのところにも何基か、町内の上下小口のスーパーから提供とかいって飾ってあるわけですが、パッケージにもNSマークというのはついていますよね、見ると。別にそれがついていけばいいんじゃないですか。パッケージをつけたまま設置するはずはないわけで、要はNSマークのついた煙式のものかどうかということ判断するには、要はそのパッケージを見れば判断できるんじゃないんですか。私はそう思うんだけど、わざわざ町内の業者に対して販売証明を出させるというのも、何かいかにも役所的な物の考え方じゃないかなあというふうに思うんですが、パッケージにその表示がないなら、それもしようがないんですけれども、多分ついていますよ、これ。私ちょっとの間見させてもらったんですが、だから、そういうもので確認できれば、町内だろうが町外だろうと私は補助をして、1,500世帯分を見たんだけど69世帯分しか今のところ来ておらんというようなことではいかんわけですので、せつかくこの制度をつくったわけですので、もっと助成のしやすい、もっと住民の皆さん方からわかりやすい、いかにもお役所が考えるようなことだけではなく、何らかの形で確認がとれば、それでいいと思うんですよ。消防法に適合する物品であるのかないのかということは別に販売者に証明させなくてもね。だから、そういう方向

でこれは考えられないんですか。私は考えられると思うんですが。

それから、予防接種のことにちょっと触れておきたいんですが、受診率が85%後半ぐらいの数字が来ておるわけですけども、本当は受診してない人の方が心配なんだけれども、子育てそのものが本当に十分行われているのかどうなのか、そういうことが私は心配なんです、どっちかという。単に受診率を向上させよとか、どうこうという話によくなるんですけど、実は今こういう御時世ですので、本当に子育て能力といったものに欠ける状況が、自分も子供を育てておるわけですけども、身の回りにも結構あると思うんですね。例えばコンビニエンスストアなんか、10時とか11時とか、そんな時間に小学生がうろうろしたりするわけですよ、現実の話。普通では考えられない状況ですよ。その間、じゃあ親は一体どうしておるんやと、そういう状況を見ると私は思いたくなっちゃうんですよ。そういう状況というのが最近、私は自分の家の近くにそういうところがあるもんだから余計感じるのかもしれませんが、本当に子育てが十分にうまく行き届いておるのかということに非常に感じます。ですから、受診率そのものの向上のみならず、いろんな折に触れて、いろいろこども課さんとも連携しながら、まだ来てない人はどういう状況なんだというようなことでよく調査もしていただいて、それでもっていろんな相談に対処できるようにしていただきたいと思いますが、これはどちらから答えてもらってもいいんですが、一言お願いします。

議長（安藤 桂君） 会議の途中ですが、1時30分まで休憩といたします。

（午前 11時 55分）

議長（安藤 桂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時 25分）

議長（安藤 桂君） 答弁漏れがありますので、順次許可をいたします。

最初に、こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 午前中の答弁の中で1点答弁漏れがございましたので、御報告をさせていただきます。

議案第10号 児童扶養手当支給条例の一部改正についてでございます。吉田正議員より第4条に該当する児童は何名かということで御質問がございました。現在はゼロ名でございます。過去もちょっと調べてみたんですが、ここ数年はこういった該当する児童はいないということでございますので、よろしく願いいたします。

それからもう1点、発言の数字の訂正でございますが、お願いしたいと思います。議案第14号 一般会計補正予算でございますが、11ページ、12ページ、それから13ページ、14ページに

かかります児童手当の関係で御質問をいただきました。先ほど私が特例給付から被用者へ移った人数ということで、332人から292人ということで御説明申し上げましたが、ちょっと私、数字を勘違いしておりました。申しわけございません。正しくは、特例給付から被用者へ移った人数は、83人から73人が正しい数字でございます。大変失礼をいたしました。以上でございます。

議長（安藤 桂君） 続いて福祉課長。

福祉課長（村田貞俊君） それでは、午前中、議案第9号に関しまして田中議員から御質問をいただいた案件の中で答弁漏れがありましたので、説明させていただきます。

各事業所のそれぞれ食費が幾らかということで、一番低いところが450円でございます。そして次が480円、その上が650円、もう1事業所で700円と、これの平均をとりまして570円というところで基準費用額を算定させていただいております。以上です。

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 午前中の議案第2号の吉田議員の御質問の中で、手当に与える影響、年間の金額ということで、その答弁をさせていただきます。

まずその前に、月額で最高の方が2,864円というふうに申し上げましたけれども、御訂正をお願いします。一番最高の方、管理職手当の月額で3,440円の差が出る方がございます。

なお、御質問の方でボーナスに管理職手当が影響するんじゃないかというような御質問がございましたが、確認をしましたら、ボーナスについては影響がないということでありますので、年間に影響するのは地域手当と管理職手当の2本ということであります。ですので、今申し上げました3,440円の12ヵ月分の4万1,280円と、地域手当で月額で309円が年間を通しますと3,708円、両方の合計で4万4,988円、約4万5,000円が最高の方の影響額ということで、追加と訂正をさせていただきます。お願いします。

議長（安藤 桂君） 企画財政課長。

企画財政課長（大森 滋君） それでは、午前中の大口中学校新築工事の入札に関しての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

昨年7月7日の制限つき一般競争入札の不調を受けまして、全員協議会、それから建設特別委員会等で御報告させていただきました不調の原因は、私どもの調査によりますと、建設工事がたくさんあったということで、建設資材の高騰によって、設計価格、予定価格との誤差が大きくなり、それが原因で入札が不調に終わったというような報告をさせていただきましたけれども、こういった調査結果、あるいは最近の新聞で報道されております名古屋の談合事件におけます95%ルールといったものを勘案しますと、名古屋であったような不正というのは大口中学校の新築工事では少し考えられないのではないかと。これは推測ですけれども、そんな印象

を持っております。

さらに、それとは別に、昨年の10月、それからことしの2月、3月にそれぞれ清水建設を呼びまして、大口町における入札の不正等について確認をしたところ、そういったことは一切やっております、大口町に御迷惑をかけるようなことはしておりませんというような、そういった言質をいただいております。

今のところないんですけれども、今後例えば談合情報等があれば、大口町には談合情報対応規定というのがありまして、こういったものに基づきまして厳正な対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 火災警報器の補助金について御質問をいただいております。

NSエースマークはパッケージを見ればわかるのではないかと。もっと助成しやすい方法に変えてはどうかという御質問だと思います。

確かにNSマーク自体につきましてはパッケージ等にご書いてございます。ただし、町側として確認するためには、レシートをいただいても、その中にはNSマークということは出てきません。これはあくまでも品質を保証する日本消防協会がつけているマークでありますので、町の方としては、そういうきちんとしたものを付けてほしいという意味合いからもお願い申し上げたいと思っております。

そもそもこの補助金の根底にあるのは、法律が改正されて、皆さんにつけていただく義務があるんですけれども、あえて大口町は1家庭3基まで助成をしようということで現在補助をしております。まだまだ町の方のPR不足ということで数字がなかなか伸びておりませんが、さらに啓発をして、補助金の効果が上がるように努力したいというふうに思っております。

議長（安藤 桂君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 子育て支援の観点から、未受診者の対応について御質問をいただきました。

まず、予防接種につきましては、毎年3月に当該年度の接種状況を取りまとめまして、翌年度の対象となる方に個別通知をしております。

それから乳幼児健診でございますが、御質問でございますように、近年、子供の成長を図るだけでなく、保護者の子育て支援等の役割が大変大きくなっておるのが乳幼児健診かと思っております。乳幼児健診につきましては、生後4ヵ月、10ヵ月、1歳6ヵ月、3歳の4回実施しております。それぞれ個別の通知で受診を勧奨しております。特に新生児につきましては、一昨年からBCGの予防接種の接種期間が生後6ヵ月までと大変短くなったこともありまして、BCGが未接種のお子さんで4ヵ月児健診を受診してない方、こういう保護者の方には勧奨通知

をしております。さらには、それでもまだ受診されない方については、電話や家庭訪問を行いまして接触するよう努めておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) なぜ名古屋の地下鉄談合の問題をここでまた蒸し返してあるんだということかもしれませんけれども、きょう私新聞を読んでびっくりしたのは、一昨年(2019年)の12月22日に、一般的には談合決別宣言と呼ばれているけれども、独占禁止法を遵守する申し合わせというのが、それぞれの建設協会等の名前で各会社に送達され、それで遵守するという事になったんですけれども、しかしなぜ今回、地下鉄談合が取り上げられておられるのかということ、その決別宣言以降に談合があったということが問題になっているわけですよ、この事の本質は。

きょうの朝日新聞を見ると、昨年の1月5日、名古屋市内のホテルで談合担当者が集まって新年会をやっておるんですね。これはすごい組織だなあというふうに思ったんですけれども、談合が難しくなり、新年会もこれが最後になるとしながらも、去年に決まった物件についてはそれなりに対応していこうという発言があったと。これが、きょうの新聞の報道の中身なんです。私はこれを見てびっくりしたんですね。ちょうどそのように昨年の2月と6月に地下鉄工事の入札が行われ、それも談合でやられたということで、逮捕者まで生まれているのであります。

大口中学校の新築工事はじゃあどうかということ、7月に第1回目があったわけですね。それから第2回目の入札は9月13日ですか、12社参加されて1社だけが応札をされたという中身があったと思います。今回、その地下鉄談合で名指しされている業者というのは、この12社の中に7社ぐらいあるんですね。こういう実態が実際あるわけですね。この新聞の記事には、いつまで談合が行われたのかということは書いてないんですよ。いつ談合をやめたのかということも書いてないんです。ですから、私はそういった点でいくと、これは非常に疑わしさをぬぐえない状況のもとで入札が行われたのではないかなあということ、改めてこうした記事を読むと私自身は感じるんです。今、課長さんが答弁されましたけれども、またそういう談合情報等が入れば、それは調査していくということかもしれませんけれども、今回のこういう地下鉄談合の記事を読めば、限りなく疑いを持ちたくなる、そういう内容ではないかというふうに思うんです。

だから、2月にも呼んで3月にも呼んだという話なんですけれども、一昨年の新年会でそういう申し合わせをしたという報道がなされているわけですので、それは去年決めたことじゃないんですね。その前の年にもう決まっている話なんですよね、今回の地下鉄談合というのは、その中に当大口中学校の建設が入っていなければいいわけなんですけれども、しかしそれが本当に

どうなのかということが、一番私自身知りたいと思いますし、またこういったことで、中学校の建設そのものが町民の皆さん方に本当に喜ばれるものでなければならんというふうに思いますし、こうしたことによって、その喜びが逆に汚されるようなことがあってはならないと私自身は思うんです。

ですから、本当にもう毎日ですよ、毎日の新聞はこれですよ。それほど警告的なものとして、情報もどんどんマスコミに出てくる。そういうあらわれですので、やはりきちっとした対応をとっていただきたい。本当に町として、地下鉄だけじゃなくて、そういう疑わしさというのは全くないのかどうなのか、よくよく調べていただきたいと思います。もうこれは一昨年に決めているんですよ。地下鉄談合というのは、翌年の分をもう前の年に決めているんですよ。その上でこれは続けられてきた。これは50年近く続けられてきたそうですので、私は限りなく疑いを持ちたくなる。ですから、そういう点では日々刻々とこういう情報がどんどん出てくるわけですので、きちんと対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（安藤 桂君） 企画財政課長。

企画財政課長（大森 滋君） 吉田議員が言われるように、真実がどこにあるのか、私自身も本当に知りたいところであります。また、こういった 100年に一度の大きな大口町の事業が仮に談合等というようなことで汚点をつけるというのは非常に悲しいことかというふうに、これも全く同じことであります。

今のこの記事、いろいろ出ておりますけれども、私どもも、この動きについてはかなり神経をとがらせて対応してきておるつもりであります。大口町のこれからの工事につきましても、今の状況を考えて、それなりの対応をしていきたいと考えておりますし、今の私どもでできる範囲でのこと、先ほど申し上げましたけれども、入札の不調の原因は何であったのか、これについては不正があったというふうな調査結果にはなっておりません。

それから、先ほど申し上げましたように、昨年10月13日、それから2月24日、3月1日、それぞれ清水建設を呼びまして、再三にわたって聞き取りをしております。その結果、先ほど申し上げたように、大口中学校の建設の入札につきましても、大口町に迷惑をかけるようなことは一切しておりませんというような内容を得ておりますので、今のところ、静観をしていきたいというふうに考えております。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 先ほど中学校の建設の債務負担行為の補正で御説明がいろいろあったんですけど、どうもよく、数字がいっぱいわからないんですが、債務負担行為の補正で、変更

前と変更後で差額が4億6,300万円増額になっているわけですね。一方、町長の所信表明演説では、繰越分として4億9,728万9,000円ですよとっておるんですが、そこにまた差が約3,000万円ほどあるわけです。詳しいことはまた委員会でもお尋ねしますが、その辺をもう一度、ちょっとわかるように御説明をいただきたいと思います。

それから、今、中学校の入札についてのいろんな質問がありましたけれども、入札の公正を期するために入札方法の改善を検討していると執行部は言われておりました。制限つき一般競争入札では不正は防げないというようなことから、他の自治体では郵便入札というものを既に近隣自治体では導入をして成果を上げているというふうにも聞いているところではありますが、入札方法の改善については今どのような検討がされているのでしょうか。

それから戻りますが、教育課長の御説明では、出来高35%の見込みが3月末で13%程度の見込みとなったということですが、13%割る35%としますと約34%になるんですけれども、減額補正は約半分ですね。34%しか進んでいないのに、減額補正では50%は進んでいるというふうな予算になっているのはどういうことなのかなあとしますので、その辺の説明もお願いいたします。

それから、22ページの福祉医療費の乳幼児等医療費扶助費の減900万円と計上されております。平成18年度の実績見込みは入院と通院でそれぞれどのような見込みになったのか、御説明をいただきたいと思います。

それから26ページの塵芥処理費、消耗品費のごみ袋ということでもありますけれども、1,136万4,000円が全部ごみ袋代なのかどうかよくわかりませんが、こここのところの説明を少し補足していただきたいというふうに思います。以上です。

議長（安藤 桂君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 債務負担行為につきまして御質問をいただきました。

債務負担行為の補正の主な内容といたしましては、第1工区の工事請負費、並びに監理委託料の額が確定したこと、並びに出来高不足によりまして翌年度へ4億9,728万9,000円の繰り越しを行ったことによりまして限度額の変更をさせていただいております。

それから歳出の方につきましては、18年度の工事請負費の当初予算額は9億4,472万8,000円の工事費を計上いたしておりましたが、入札によりまして本年度の支払い金額は8億1,800万円となり、1億2,672万8,000円の請負残が生じてまいりました。また、本年度の出来高といたしましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、当初35%程度を見込んでおりましたが、最終的には13%程度となる見込みでありまして、出来高不足に伴います減額分といたしましては4億9,728万9,000円となってまいります。この結果、請負残と出来高不足を合わせまして6億2,401万7,000円の減額補正をお願いするものであります。請負残の1億2,672万

8,000円につきましては、学校施設整備事業基金に積み立てを行いまして、出来高不足に伴います減額分につきましては19年度予算に組み入れるという形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（安藤 桂君） 企画財政課長。

企画財政課長（大森 滋君） それでは、田中議員の、町長の施政方針演説と、それから補正予算の債務負担行為の補正の表との誤差、3,400万ほどあるということですが、これにつきまして、債務負担行為の補正の表の方は限度額で考えております。したがいまして、変更前の方が実は限度額ということになっておりますので、それ以下でおさまるといことで、その精算を含めまして変更後が3億3,240万という形をとったということでありま。

それから、これからの入札のあり方ということで御質問いただいております。

町としましても、昨年、初めての制限つき一般競争入札を実施いたしました。これは大口町制限つき一般競争入札施行要領に基づいて行ったものでありますけれども、この要領でいきますと、土木工事については予定価格が1億円以上、建築工事については予定価格が1億5,000万以上ということで予定をしております。引き続き、こういった制限つき一般競争入札の施行を行う中で、制限つき一般競争入札を行うに当たっての課題等を明らかにして、それを解決しながら本施行に結びつけていきたいというふうに考えております。

また、電子入札ですけれども、これにつきましても現在準備を進めておりまして、平成20年度中の電子入札の実施を考えていきたいと思っております。

それからもう一つ、今話題になっております総合評価落札方式ですけれども、これにつきましても、19年度に検討して、20年度から実施ができればなあというふうに考えております。こういったことを通じて入札の改善をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（安藤 桂君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） それでは、22ページの乳幼児等医療の助成事業ということで御質問を受けました。

この内容につきましては、去年の4月から始めました4歳から8歳未満での拡大分でございます。当初予算の見込みでは1,900万ほど見込んでおりましたけれども、ちょっと入院医療費の過大見込みということで、決算見込みが1,000万ということで900万円の減額というふうにお願いをするものであります。

また、ことしの2月現在で、この拡大分につきましては延べ件数で5,880件、支給額につきましても859万5,000円ほどということでありま。ただ、入院が非常に毎月少なく、入院・通院の別には分けてございませので、よろしくお願いいたします。

議長（安藤 桂君） 環境経済課長。

環境経済課長（近藤定昭君） 25、26ページの可燃ごみ収集の方の1,136万4,000円の減額についての回答をさせていただきます。

田中議員のおっしゃるとおり、可燃ごみ収集袋の入札に伴います執行残ということでございますので、よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） ごみ袋から先に言いますが、入札の執行残で、ごみ袋だけで1,136万円も減額というのはちょっと想像以上の数字なんですが、一体、何枚をどのような落札で執行残が出たのか、前年度と比べるとどのような変化があったのか、もうちょっと詳しく教えてください。

それから、中学校の工事の遅延の件でありますけれども、入札も一つの原因でありましたけれども、アスベスト撤去が必要になったとか、近所に対する騒音被害が出てしまったとか、あるいは学校のテスト期間中の配慮が必要であったとか、いろいろと述べておられますけれども、入札原因については承知をしているからいいわけでありましてけれども、その他の原因については、執行部の手落ちなのか、工事管理者の手落ちになるのか、当然近所の騒音とかテスト期間なんていうことは予想されることでありますので、そんなことが原因だとぬくぬくと言えるものではないのではないかというふうにも思いますし、それからアスベストについては事前の調査が不徹底だったということになるかと思うんですが、それは事務局の責任になるのか、工事管理者、あるいは設計者の責任になるのか知りませんが、いずれにしてもだれかの責任に帰属するものだというふうに思います。そこら辺ははっきりさせなければいけないというふうに思います。

これだけ工事がおこなわれているということでありましてけれども、当初予算の説明では4月開校に間に合わせるために全力を挙げると決意も述べられていますが、そのために突貫工事等が行われて、手抜きとか粗雑な工事とかいうことがあってはいけないわけで、ますます工事管理を徹底していただく必要があると思うんですが、今までの工事管理はどのようにやっていたのか、また今後どのようにそれを徹底するのか、お聞きをしておきたいとします。

議長（安藤 桂君） 環境経済課長。

環境経済課長（近藤定昭君） 可燃ごみの袋の枚数でございますけれども、家庭系の大袋が74万枚、家庭系の小袋が27万枚、それから事業系の大袋が32万枚、事業系の小袋が10万枚ということで4月に入札をさせていただきました。実質的に、こちらが当初思っていた予算額を大幅に下回った落札価格になったという結果でございますので、よろしく申し上げます。

議長（安藤 桂君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 統合中学校の建設工事におけます工事監理の徹底ということで御質問をいただきましたが、現在、毎週火曜日に現場事務所の方で、職員が出向きまして細かな打ち合わせをしております。そうした中でお互い話し合いを持ちまして、工事が順調に進むように努めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、工事の遅延の関係でございますが、一番大きな要因といたしましては、当初、夏休みに施工ができるというふうに考えておったわけですが、入札不調によりまして夏休みに工事ができなかつた。これが一番大きな要因ではないかというふうに考えております。今後につきましては、先ほど申し上げましたが、調整をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 担当職員が毎週1回、火曜日に行って打ち合わせをしているというだけでは極めて心配でありまして、工事の管理責任は管理委託をしている業者にあるわけですね。ここはどういう管理業務を遂行しているんですか。ここをきちんとなしないとだめなんじゃないでしょうか。

議長（安藤 桂君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 御心配をおかけしております。

毎週火曜日に昼から打ち合わせを担当者もしておりますが、課長以下が出まして、黒川事務所、そして清水建設、そして町の行政、また学校側から先生も出ていただきまして、毎週打ち合わせをさせていただいておる状況でございます。

また、先ほどございましたアスベストにつきましては、既存校舎の取り壊しを行いまして、そのときに内装の解体を着手したときに、天井裏の吹きつけ材の中にアスベストらしきものを確認しましたので、そのサンプルをとりまして確認をいたしましたところ、アスベストが入っておるという状況がありましたので、それによって見抜けなかつたところが出てきましたので、その関係で遅延になったものと解釈しておりますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 法的には設計者に工事の監理もきちっと委託しているわけですから、当然、町の職員も責任を持って見届けて、指導していただかなくちゃなりませんけれども、これから予定どおりに開校できないとか、いろんな事態が起きたときには大問題になるわけです。

あくまでも工事監理については委託をしているわけですから、毎日でも張りついて、きちんとその都度、適切な指導援助をしながら工事業者とともに努力をしてもらわなきゃいけないわけで、町の職員と黒川事務所と毎週火曜日に打ち合わせているというだけで果たしていいのかと。本当に工事がこれ以上の遅延がないように、4月開校に間に合うように、その工事を監督していただく監理監督は黒川設計事務所に委託してあるわけですから、ここに強く町の方は対応していただくことが私は肝心かなめのことだというふうに思いますので、町の職員と同じ程度に、1週間に1回行って何千万円もの監理監督料を取られたのでは、今の状況で間尺に合わないなあと、今後は心配だなあとと思いますので、御答弁はよろしいですけれども、監理監督についてはきちんと徹底して、これ以上の工事遅延が起きないように、4月開校に間に合うように監理業者に指導をしていただきたいということを再度お願いしておきます。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 伊藤錦邑君。

12番(伊藤錦邑君) 1点、御質問をさせていただきます。

12ページでございますが、負担金の中で保育園の保護者の負担金が700万円ほど減額になっております。現在、保育料というのは、大体、月にどれくらいの平均であって、見込みよりも入所者が少なくなったということだろうと思うんですけれども、その実態について、まず御説明いただきたいと思います。

議長(安藤 桂君) 保育長。

保育長(稲垣朝子君) ただいまの御質問ですけれども、保育園の運営費保護者負担金、一般的には保育料と言っておりますけれども、その減額についての御質問をいただきました。

保育料の平均ですけれども、平均は1万4,000円から1万5,000円ぐらいの間でここ数年見込んでおります。園児数については、18年4月は525名でスタートしまして、3月1日現在は550名おります。25名の増になっておりますけれども、保育料というのは所得に応じて決まるものですから、当然、所得が少ない方については保育料も少ないということで、このふえた分はほとんど未満児なんですけれども、未満児の保育料というのは当然高いんですけれども、入園された方は所得が少なかったということで、これだけ多くの減額ということになりました。以上です。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 伊藤錦邑君。

12番(伊藤錦邑君) わかりました。

それで、現在、平成18年の当初予算では一般職51人、臨時保母22人、合計73人で計画をしていらっしまったんですが、この状況はいかようになっているんですか。

議長（安藤 桂君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） 職員数ですけれど、現在の職員数は正職・臨時職員含めて68名になっております。その内訳としましては、正職が42名の在籍ですが、育休が7名おります。ですので、実際、正職で職務についているのが35名です。再任用が1名、あとは臨時職員が32名ということで今行っております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 伊藤錦邑君。

12番（伊藤錦邑君） 御説明によりますと、結局、保育料については、25名ふえたにもかかわらず700万保育料が減ったということで間違いないかどうか。

それから、当初予算でいきますと臨時職員が22名という予定でしたが、今の御説明によりますと32名ですか。これは当初予算と実は関連がしてまいりますので、またその折にもいろいろお聞きしたいと思っておりますけれども、ちょっと確認をさせていただきます。

議長（安藤 桂君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） すみません、説明不足で。

当初の予算を決めるときは、園児数を600名の予定で計算して予算を組んでおりました。それで、実際は525名の園児数でスタートしました。

あと、先ほどの22名の臨時保育士のお話ですけれど、保育士の方は24名ですので、当初より2名ふえております。それは、未満児が25名ふえたということで、臨時保育士を2名ふやしております。

12番（伊藤錦邑君） 32じゃないんですか。

保育長（稲垣朝子君） 32名というのは、調理員も含めての人数です。保育士だけですと24名です。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第14号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第15号 平成18年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（安藤 桂君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第15号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第16号 平成18年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、

質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 歳出のところの12、13ページですけれども、介護納付金というのがあります。今回、国民健康保険税も見直すというような御提案が全員協議会の中でもあったわけですが、この介護分というのは赤字になっているという御説明があったように私は記憶しておるわけですが、それにしても、これには減額されているものですから、一体どういうことなのかなあと思ったものですから、この点、ぜひお教えをいただきたいと思います。以上です。

議長(安藤 桂君) 保険年金課長。

保険年金課長(吉田治則君) 13ページの介護納付金の減ということで28万 3,000円の御質問をいただきました。

これは、当初、介護納付金につきましては9,950万 7,000円、決算見込みが9,922万 4,000円ということで、1人当たりの負担額は4万 7,700円ですけれども、これが4万 7,578円だということであります。また、これは一般の被保険者数でございますけれども、これは景気によりまして国保から社会保険に加入される方が非常に多く、この減少になったというようなこともつながっているのではないかというふうに思います。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 私が聞きたかったのは、介護分が持ち出しになっておるんだというようなお話だったわけですが、持ち出しになっておる部分というのは、要するに差し引きをしたということなんですか。そこら辺が僕はよくわからないんですけど。今度、国民健康保険税の介護分について引き上げが行われますよね。限度額が8万円から9万円、それから所得割が0.8%から0.9%、資産割が3.5%から5%、均等割は上がるけれども平等割は引き下げになるというようなふうで、2月21日の全員協議会で御説明があったわけですが、要するに入ってくるものに対して出ていく方が多いということですよ、今の現状は。この介護納付金というのは、そういう現状はどうなっておるのかということをお聞きしたんですけど、介護納付分として入ってくるのは一体どのくらいあって、出ていくのはこれだけだよと言っていただくと幸いなんですけど。

議長(安藤 桂君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 今回の13ページの納付金の28万 3,000円の減につきましては、

最終的には介護納付金の通知書による減ということでございますけど、今おっしゃってみえるのは提案説明時の話かなと思っております。17年度から確かに国民健康保険税の中での介護分の赤字が発生しておるといことは提案説明の中でも申し上げました。その件数につきましては今具体的な資料がございませんので、後ほどまたお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 今3,000万円ほど新たな予備費が計上されて、約1億円を超えたわけですね。それで、来年度、若干国保税を引き下げるといことでもありますけれども、一つは、歳入の方で見ますと、国庫負担金や、県支出金や、それから共同事業交付金、これらは全部減額になっておるんですが、一般会計からは新たに1,000万円ほど繰り入れをしていく。そういうことで、歳入の方でなぜ一般会計からの繰り入れだけはしなくちゃいけないのか。他の国や県や交付金については減額になっているのといことですが、ちょっと御説明がいただきたいと思います。

議長（安藤 桂君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 確かに国庫支出金、県支出金が減額になっております。一般会計繰入金だけが増額というような御質問でございますけれども、一般会計繰入金につきましてはルール分というような形で、一般会計繰入金の内容につきましては、保険基盤の安定繰り入れ、職員給与等の繰り入れ、出産育児一時金の繰り入れ、それと財政安定化支援事業の繰り入れというようなことであります。ここの中で、財政安定化支援事業の繰り入金の追加といことことで1,123万1,000円がございます。これにつきましては、当初見込みの中で年齢構成差、60歳以上の一般被保険者のうち老人保健を除いた人数の給付費のみを当初予算では見ておりました。結果的に、それにプラスした形で、人口10万人当たりの病床数が大口市については全国平均を上回ると。全国平均が1,177床、大口市が1,625床といことであります。この分が増加の原因といような形でございます。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第16号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第17号 平成18年度大口市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 田中一成君。

2番(田中一成君) こちらは7,700万ばかり療養給付費が減額になっているわけですが、1割負担が3割負担になったのが影響しているのかどうなのか、御説明がいただきたいと思いません。

議長(安藤 桂君) 保険年金課長。

保険年金課長(吉田治則君) 9ページの医療給付事業の中で、現物給付の減ということで7,753万5,000円計上してございます。これにつきましては、当初見ておりました平均受給者数が1,667人から1,661人と減になったことによる減額であります。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 7,000万以上も療養給付費が減額になっている理由は、高齢者の皆さんに対する医療費の負担が、一定の所得水準以上の人は1割から3割になったというのが、たしか今年度の10月からやられているわけですね。一般的に見れば、1,667人から6人減って対象者が1,661人になりましたと。この6人の減少で7,000万もの減額があるはずがないわけです。私はい定所得水準以上の高齢者が1割から3割負担になってしまったと。この国の冷たい仕打ちによる受診抑制の効果が国の期待どおりに7,700万も出たということではないんですかというふうにお尋ねしているんですが、もう1回、この7,700万の療養給付費減額の主な原因を教えてください。

議長(安藤 桂君) 保険年金課長。

保険年金課長(吉田治則君) 調べまして、後ほど答弁をさせていただきます。

議長(安藤 桂君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 私は3割負担の部分でまたちょっと聞きたいんですけども、要するに3割になるのか1割になるのかという問題がありますよね。3割負担になる人と1割負担の人と、今、2とおりあるんですね、現在の老人保健というのは。途中、8月ぐらいでしたか、2割負担になった人があって、それがそのまま3割負担になっていったという経過があったかというふうに思います、これは昨年のお話ですけども。聞きたいのは、3割負担に本人の所得では該当するんだけど、しかし世帯でも見るんですね、たしか。それで、両方で、この人は1割負担なのか3割負担なのかということ判定するはずなんですね。だから、3割負担の人の中には、まだそういった申請がしていなくて、1割負担でいい人も、この3割負担

の人の中にいる可能性が私はまだあると思うんですね。当然、所得を捕捉して3割負担ということを決めておるわけですから、その人の世帯の所得を調べるということのは、十分に保険年金課の能力からすれば私は可能だというふうに思うんです。けれども、申請がないと、これが1割負担にはならないんです。一番今それを問題にしたいんですけれども、どの程度の人が、申請をしていただければ1割負担になるんだけれども、まだ申請がないために3割負担の状態になっておるのかということをお尋ねしたいんです。よろしいですか。なかなかややこしいんですけど、ひとつよろしくお願いします。

議長（安藤 桂君） 暫時休憩といたします。

（午後 2時25分）

議長（安藤 桂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時29分）

議長（安藤 桂君） 会議の途中ですが、2時40分まで休憩といたします。

（午後 2時29分）

議長（安藤 桂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時40分）

議長（安藤 桂君） ただいまの答弁に多少言葉足らずのところがありますので、もう一度説明をさせます。

保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 大変失礼しました。

老人保健の特別会計補正予算の9ページ、医療給付事業の老人医療費の7,753万5,000円の減額であります。これにつきましては、当初、医療の給付を13億4,200万ほど見込んでおりましたけれども、よそより医療費が伸びず、決算見込みが12億6,470万ほどになるということでの減額であります。

次に、1割から3割という内容の御質問でございました。

ちょっと御無礼しますけれども、パンフレットを読み上げさせていただきますと、課税所得が145万以上の70歳以上の国保被保険者、または老人保健で医療を受ける国保の被保険者がいる人というのが、この3割になる方です。また、70歳以上の国保被保険者及び老人保健で医療を受ける国保被保険者の収入の合計が、2人以上の場合は520万円、1人の場合は383

万円、これ未満で申請した場合は3割が1割となるということでございまして、その3割の中
のすべての方を調査しております。その中には1割の方はないということでありますので、よ
ろしく申し上げます。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 要するに所得でまず本人を見て、あとその世帯の収入の合計を見て、1
割負担になるのか3割負担になるのかということ判断していくということなんですね。です
から、例えば営業所得なんかのあるような方ですと、なかなか収入の捕捉というの
ができないというのが実態だろうというふうに思うんですね。そういう捕捉もちゃんと
されておればいいわけですが、その捕捉ができない人については、知らずに3割負担
のまま払ってしまうという状況になってしまうんですよ。ですから、収入の合計で、
例えば2人の世帯だったら520万だよということでありますので、やはりこれにつ
いては、老人保健に該当しておられる方々に対する周知徹底も十分に私は行
う必要があるのではないかなと思うんですね。知られていない部分なんですよ、
ここの部分というのは、なかなか。

それで、役場の方もこれは収入で見ると、年金だけのようにその収入が全部捕
捉できる人はいんですけど、全部年金収入だったら役場の税務課等々に来るわけ
ですが、そうじゃない人もこの中に私は含まれているだろうというふうに思いま
すので、ぜひそういったことに対する周知も十分に図っていただきたいと思いま
す。これは要望です。以上です。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第17号の質疑を終了いたします。

ここで、教育部長から発言を求められておりますので、許可します。

教育部長（鈴木宗幸君） 先ほど、議案第14号の一般会計の補正予算で田中議員
から御質問を受けました黒川事務所等のご事情でございますが、黒川事務所では
2人の方が、常時では毎日1人の方が張りついて監督をいただいております。
その中で、前半では浦島部長が張りついて御指示をいただいております。御報
告をさせていただきます。

そしてまた、先ほど週1回、週令を行っているという報告をさせていただきました
が、週令を行いまして、その週令では1週間の反省をしながら、そして事業の
確認、そして1ヵ月先の状況の変化だとか、出来高の確認をさせていただいて
おるような状況でございます。そしてまた、学校だとか、建設会社である清水
建設の方からの要望を聞きながら調整をし、そして変わってきたものにつ
いては確認をしながら、会議録をとって処理をしているような状況ござい

ます。また、搬入ルートの変更等が出てくれば、近隣の皆さんだとか、それから区長さんにもお知らせをして住民の対応もしていかなければなりませんので、そんな状況で確認をさせていただいております。そして、その結果を翌日の朝、町長、幹部会の方に書類等もお持ちしまして報告をしている状況でございます。

20年4月の開校に向けましては、教育委員会教育部の方が至上命令で動いているものでございますので、一生懸命これから努力していきますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（安藤 桂君） 保育長からも発言を求められておりますので、許可します。

保育長（稲垣朝子君） 先ほど伊藤議員より保育園運営費保護者負担金の減についての御質問をいただきまして、説明が大変不手際だったようですので、再度説明させていただきます。

保育料の減額ですけれども、702万8,000円の減額で、この理由についてですが、当初予算では園児数を600名で予算を組んでおりました。ところが、18年度4月当初、525名の園児数、また3月1日現在では550名の園児数というところで、600名より見込みが減ってしまっているというところと、あと未満児の入園が途中でふえたのですが、保育料が、未満児なんですけれども少なかったというところで、702万8,000円の減ということになりました。

あともう一つ、職員の人数についての御質問がありました。18年度、一般職で51名の人数を上げておりましたけれど、この中には任期つき採用という人数も含まれておりましたので51名という人数になっておりましたけど、任期つき採用は応募者がなかったということと、あと試験で受からなかったということで、臨時職員で対応することになりました。臨時職員については、任期つきが10月からの採用の予定でしたので、当初、4月から9月までは臨時職員で対応するということでしたので、人数としては22名の人数を予定してまして、足りない分として2名、9月補正でふやしていただいたかと思います。ですので、人数としてはそんなに変わりはないんですけれども、当初の51名の内訳の中には任期つき採用があったために大変人数が多くなっていたということですので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（安藤 桂君） 続いて、議案第18号 平成18年度大口町国際交流事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 今年度は事業を見送ったということでありまして、見直し作業が必要であったけれども、それがどうだったのか。これからどうするんでしょうか。

議長（安藤 桂君） 地域振興課長。

地域振興課長（星野健一君） それでは、田中議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

当初予算におきましては、海外研修費といたしまして60万円計上させていただきました。その内容でございますけれども、発展途上国での自然環境保護、あるいは交流としての植林ボランティア派遣団の内容でございます。ところが、現行の大口町国際交流事業基金の設置及び管理に関する条例、あるいは同条例施行規則によりますと、この内容は、平成3年から実施してまいりました内容とは異なった計画でございますので、改めてまた再度、次年度以降に計画をさせていただくというものでございます。したがって、植林については今は見送ったということでございます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） この基金があるわけですが、基金の創設の際に寄附をいただいた方は、職員と教員1人ずつを毎年海外に派遣させたいんだということで、前、私は国際交流何とか委員会というところに所属をしていたときに、これが若干変更できないのか、例えば住民の中から公募をして、交流事業に参加するとかいうことはできないのかというようなこともお尋ねしたことがあるわけですが、基金創設に御尽力をいただいた方からは、違うんだと。町職員と教員を国際交流のチャンスにめぐり合わせたいんだという意向が非常に強かったようでもありますけれども、今聞きますと、開発途上国や、あるいは植林事業ということで事業の変更をもくろんでいるようでもありますけれども、そこら辺は基金創設の際に御尽力いただいた方々の御理解が得られているのかいないのか。

議長（安藤 桂君） 地域振興課長。

地域振興課長（星野健一君） ただいまの田中議員さんの御質問のとおりでございます。この計画については時期尚早だということで、私どもは改めたところでございます。したがって、先ほどお話がありましたように、当初の目的どおり、先生、あるいは町の職員の派遣を考えておるところでございます。以上です。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第18号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第19号 平成18年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第19号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第20号 平成18年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）
について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 汚泥の清掃をやったようでありませけれども、汚泥の状況、いわゆる浄化槽の状況等はどうであったのか。

それから農業集落排水の管路ですね。ふなれなこともあって、不明水が当初から相当数あったんですけれども、これは今どのような状況になっているのでしょうか。

議長（安藤 桂君） 下水道課長。

下水道課長（前田正徳君） 汚泥に関する田中議員さんの質問でございますが、汚泥の収集運搬委託料を減額させていただくわけですが、これは大口クリーンセンターにたまった汚泥の収集運搬処分等でございます。これにつきましては、今までは産業廃棄物として処理しておりました。これを、昨年8月から、クリーンセンターで脱水汚泥にしたものを、三重中央開発、伊賀市でございますが、そこへ搬出しまして、そこで乾燥、そして炭化するという処分に変えました。そこで委託料が減額になったというものでございます。

もう一つ、保守管理委託料の関係で、不明水がどうなったかという御質問でありましたが、集排の管路につきましては、6年計画で6ブロックということで、毎年、管路調査をやっておるわけでございます。そこで、不明水につきましては、多いときで17%ほどあったものが、今のところ、そんなには変わりませんが、16から15程度に下がってきたというように認識しております。

2項の保守管理委託料というのは、クリーンセンターの管理、水質等の委託でございます。以上で終わります。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第20号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算について、質疑に入ります。

平成19年度大口町一般会計予算書及び予算に関する説明書の事項別明細書により、順次進めてまいります。

それでは、平成19年度大口町一般会計予算書及び一般会計の歳入について、一括質疑を行い

ます。

款1.町税から款20.町債までについて、予算に関する説明書の4ページから29ページまでです。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 4ページ、5ページからお伺いします。

町税ですが、個人町民税、税源移譲と景気の上昇を見込んで前年度比増額を見込んだということでもありますけれども、公的年金控除、それから老年者控除、定率減税の全部廃止の影響額はどれほど見込んでおられるのか、教えてください。

それから、これに関連して、東京都の石原知事は生活保護ラインを一つの目安にしながら、均等割を除く所得割の都民税については全部免除するという方針を表明いたしました。都民の約1割に当たるそうであります。思い切ったことをやるなあと。しかし、それは生活保護基準以下で暮らしている方が現実におられるというような中で、石原知事の言われるように、福祉の施策でもあるなあというふうに私も思っておりますけれども、ちなみに母子家庭でお母さんの収入が270万円、子供2人、これが全部免除のラインになるということでもあります。東京都に次いで愛知県は全国2位の財政力を持っているわけでもありますけれども、残念ながら愛知県の神田知事のそうした所信はまだ聞かれておられないわけでもありますけれども、このことについての町長なりの所感がありましたらお聞きをしたいと思います。

それから11ページ、保育園運営費保護者負担金、前年度実績に基づいて約9,600万円の予算であります。前年度とほぼ同じ園児見込み数を根拠にしているのかなあというふうに思いますけれども、先ほど3歳未満児の入園希望者の、未満児というのは保育料が高いわけですがけれども、ここの所得が低いために非常に保育料の減額が前年度もあつたんだというお話がありました。非常に所得の低い階層の方が、小さいうちから子供さんを保育園に預けて働く。けれども収入の確保がなかなかできていないという深刻な実態の反映だというふうに思うんですけれども、新年度予算ではその辺のところはどのような見込みなんでしょうか。前年度と同じような見込みでしょうか。

それから、その下段の方に延長保育の利用料198万6,000円とあります。延長保育をやった分については割り増し金額をもらうというふうになったわけですがけれども、受益を受けたら負担するのが当然だと言わんばかりで、私は甚だ合点がいかないわけでもありますけれども、ちなみに専門職の女性、今、産婦人科の医師が不足しているということで、全国的に大問題になっております。産婦人科の医師で女性の方々は、出産・育児などで産婦人科医を継続することが

できない。あるいは看護師さんも、自分の親や何かがいなければ、出産をすると夜勤などできないからやめなければならぬなどなど、女性の専門職は結婚して出産・育児を経ながらも仕事をやり続けるということができない困難な状況がある。そういう意味では、女性の社会参加、あるいは男女平等という視点からも、延長保育の充実、あるいは休日保育の充実ということが今盛んに自治体で言われているわけでありませけれども、しかし延長保育をすれば保育料を余分に取られるというのはいかがなものかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、13ページの保健体育使用料でトレーニングセンターの使用料について 2,050万円の予算が計上されております。毎年少しずつですが、この使用料が増加をしているというふうに思うんですが、この健康文化センターの指定管理者制度の導入という論議の中で、トレーニングセンターだけをとってみても、約 700万円ほど大口町は町自体の持ち出しがあるんだというふうに言っておられましたけれども、これは歳出の方とも関連をいたしますけれども、現状もその程度なんでしょうか。それから、利用者数の状況というのは、どの程度見込んでおられるんでしょうか。

それから、歳出の方で聞いてもいいんですが、14ページ、15ページで教育費の国庫補助金の中で特別支援教育就学奨励費補助金 6万 7,000円とか、その下段にも特別支援云々というようなことがあります。特別支援教育というものを新年度から 2 ヶ年ですべての学校で実施していくんだという国の方針に基づく予算だというふうに思うんですけれども、大口町でも 2 年間かけて、こうした特別支援教育が全校で実施をされるというふうに聞いておるんですけれども、現況、新年度予算ではどの程度の活動に変化をしていくのか。今までやってきたわけですが、御説明がいただけたらというふうに思います。

それから27ページ、民生費の雑入、児童クラブの負担金 262万円。これは、子供がいなくなるとよくわからなくなるんですが、おやつ代とかいうのは取られていたのは知っているんですけれども、新たにおやつ代のほかに、保育園の保育料と同じようなことで児童クラブの負担金というのが取られているんだなあと思うんですが、これの引き上げ案もあったようでありますけれども、当座は引き上げをやらないということでありますけれども、一体幾らずつ児童クラブの負担金というのもらっているのか、またどういう積算根拠でこの予算が計上されたのか教えてください。

それから、その下の母子通園事業の利用料72万円と、母子通園事業の給食費等で79万 2,000円。母子通園の対象者はそれほど多くないと思うんですけど、一体何人でしょうか。少ない人数で、合わせて 150万円ほどいただいているわけですが、発達障害といいますか、障害があるといいますか、そういう非常に困難な状況の皆さんに母子通園事業をやっていただくのに、こんなにいっぱい負担をしてもらって気の毒だなあと思うんですが、一体これは 1 人当た

りどの程度の負担になっておるのでしょうか。これを軽減することはできないのか、あわせてお伺いをいたします。

それから衛生費の雑入で、がん検診の負担金7万 5,000円というふうにあります。以前、大口町は、がん検診は無料で、その受診率を高めて、がんを撲滅しようということで意気込んでやっていた時期があるわけですが、これも受益者負担の原則か知りませんが、有料化してきたわけです。それぞれ無料の時代と有料化した最近と、がん検診の受診率はどのように変化をしているのか。これは下がっていれば大変問題だと私は思うんですが、教えていただきたいと思います。以上です。

議長（安藤 桂君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） ただいま田中議員さんより御質問を受けました。

町税の個人町民税の関係で、影響が出た分の老年者控除の廃止及び公的年金の見直し分、定率減税分ですけど、さきの18年の当初予算のときも多少説明をさせていただいておりますが、老年者控除の廃止分が 1,300万、公的年金控除見直し分として 480万、定率減税分が 5,300万となっております。今回、19年度の個人町民税で出させていただいております金額の12億 6,500万の内訳につきましては、税の比例税率化がさきの議会の方で承認いただきまして、一律10%にすることによって、大口町は税率化の分で2億 2,400万、それと定率減税分が 5,300万、この金額で端数を入れますと2億 7,800万円の増となります。あとの端数については景気回復分を見ております。以上です。

議長（安藤 桂君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） 田中議員から御質問をいただきました11ページの保育園運営費保護者負担金についてですが、19年度は一応 580名の予定で予算を組んでおります。3月1日現在の申し込みの園児数ですが、3歳未満児が75名、3歳以上児は 440名の合計 515名です。まだ若干ふえる可能性はありますけれど、3月1日現在この人数です。

この未満児については、田中議員さんからの御質問にありましたが、入園希望者が必ずしもふえているということではなくて、年度によって大幅にずれがございます。昨年は50名ぐらいの申し込みでした。過去何年間かで見えますと、最終的には90名ぐらいの申し込みがあった年、あるいは70名ぐらいで終わっている年などばらつきがありますので、このあたりを見込むのは大変難しいところです。

次に延長保育料についての御質問をいただきました。

延長保育は、現在、園児数の3分の1から4分の1ぐらいの方が利用されています。その利用の仕方は、早朝7時半から8時までの方と、延長については5時から7時まで、南保育園については6時半まで行っております。申し込みの方法は、1ヵ月単位で申し込みをされる方、

あるいはその時々で緊急で利用される方などが見えます。

先ほど、働く女性に働きやすくということでの延長保育の充実をというお話がありました。現場の保育士としましては、もちろん延長のお子さんたちを十分保育していく中で見ているつもりですが、7時まで延長保育で過ごしたおさんは、家に帰って一体何時に寝るのだろうかという、本当に子供の基本的な生活習慣がそれで守られるのだろうかということをいつも心配しております。ですから、ただ単に時間延長をするということが子供にとって本当にいいことなのかどうかといったことも検討しながら、延長保育については考えていきたいと思っております。以上です。

議長（安藤 桂君） 助役。

助役（社本一裕君） 田中議員さんから歳入の個人町民税の関係の中で、東京都の内容についての御案内がありましたし、また今の愛知県は財政力が2番目だというお話でございましたが、そういった中での所感はどうだということでございますけれども、御承知のように、本年につきましては、国の税といったものの体系につきましても新しく大きく変わるという形の中で、また御承知のように控除等についても見直しがされたという経過の中で、新しくこの税の関係についての枠組みといったものも変わってきている状況でございます。そういった中で東京都が一定の方向を出されたということでございますが、こういったことにつきましても、現行のところでは、町として新たな方策を考えるというところまではいっておりませんけれども、これからこういったものを見させていただきながら十分検討はしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（安藤 桂君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 27ページの民生費雑入の関係で3点ほど御質問をいただきました。

まず、児童クラブの負担金の関係です。月額幾らかということかと思っておりますけれども、現在、児童クラブは月額1,500円で運営をしております。19年度におきましても月額1,500円ということをお願いしたいと思っております。なお、おやつ代につきましては、これは保護者の方が自主的にお集めになって、それぞれおさんの方におやつを買ってきていただいて、お配りいただくということで、月額500円と聞いております。これはお母さん方の方で自主的にされておりますので、希望される方はそちらの方でやっていただくということになっております。

それから、児童クラブにつきましては、あと夏休みがございます。夏休みが約40日間あるわけですが、この期間中につきましては、2,000円ということをお願いしております。

それから、大口町がやっております一時利用というのがあります。緊急の場合に単発、1日単位でお預けをいただくということにつきましては、1日200円で御利用をいただいております。人数につきましては、月決めの方が年間130人で計算をさせていただきました。

それから、夏休みの想定の数につきましては80人で想定をいたしております。

それから、一時利用につきましては、3ヵ所ありますけれども、三つの校区で50人ということで計算をさせていただきました。それが262万円ということで、雑入の方を上げさせていただきました。

それから母子通園でございますが、母子通園につきましては、1日の利用料を400円をお願いしております。母子通園につきましては、保育園と違いますが、毎日通うというものではありません。多い方で月に大体10日ぐらいが限度でございます。したがって、大体利用料としては月額4,000円前後というふうになっております。なお、定員は15名となっておりますけれども、1日に15名の方が全員来るというわけではなくて、それぞれローテーションを組み合わせながら、そのお子さんの状況状況に合わせた利用をしていただいております。そういった関係で、大体1日6名から8名ぐらい、それからここには出てきておりませんが、いろんな療育指導等がございます。そういった関係もございますので、大体1日平均が6名前後というのが通常の母子通園の利用状況でございます。

あと給食費ですけれども、給食費につきましては実費負担ということで、1人1食220円ということでお願いをしております。以上です。

議長（安藤 桂君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 15ページで特別支援教育就学奨励費補助金の関係でございますが、18年度までは「特殊教育就学奨励費補助金」という言葉で使っておりました。これは、19年度、今回新たに計上したのではなくて、名称が変わったということでございます。内容につきましては、特殊学級へ入ってみえる方の補助金であります。以上です。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） 13ページのトレーニングセンターの関係であります。

年間使用日数は357日をめどで実施をしております。しかし、日数においては、マシンがかなり古くなってきております関係で、定期的に1年に1度ないし2度は点検の日を設けて、使っていただくために安全な器具の利用ということで今後考えていく必要があるのではないかと考えております。

年間利用者につきましては、平成18年度はまだ数字が出ておりません。しかし、平成17年度におきましては6万8,600人程度、平成19年度当初予算は6万9,000ないし、大げさなことを言うなら7万人をめどに健康文化センターの利用方法を高める方法はどんなものかと今模索をしているところであります。

さらには、4階と5階を生涯学習課が持っております。4階の利用料につきましては年間200万ぐらい。先ほど質問があったように、5階においては2,050万ぐらい入ってきて、実際

に委託の方へ出していくわけですが、先ほど指定管理者制度の中でどういうふうになるのかというお話だと思いますが、私どもは実際に総合的な委託になろうかと思っております。総合的な関係につきましては、条例の所管である健康課の方が管理をしておりますけれども、平成19年度におきましては、総合受付を委託することによって、月曜日、火曜日等の生涯学習課がなかなか勤務のできない部分をカバーすると。そのかわり、時間を早くしていただいて、9時半まで勤務をしていただくということになろうかと思っております。そういった関係で、少しずつ指定管理者制度になじんでいながら、住民に喜ばれるような施策の方法を考えておりますので、今内容についてはなかなか申し上げられませんが、もっとよりよい方向の施設にしていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（安藤 桂君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 同じく27ページのがん検診の負担金について御質問をいただきました。

がん検診につきましては、受診率等だけではなくて、受診されましても受診結果をとりにお見えにならない方もお見えになりまして、検診の制度管理上のこともありまして自己負担を導入したものです。

まず、16年の4月から新たに乳がん検診と前立腺がんの2項目を導入いたしまして、昨年度、17年度からはすべてのがん検診について自己負担金をいただくようになりました。おおむね負担率といたしましては、費用額の15%から20%程度の範囲内で想定しております。

受診率でございますが、新たに導入しました16年度以前、平成15年度をピークといたしまして、受診者総数としては年々少しずつではありますが減少傾向にあります。18年度につきましては6月から2月までということで、まだ新しい数は、率として持っておりませんので、17年度の率で申し上げさせていただきます。まず、胃がん検診が16年度は13.5%であったものが11.1%、子宮がん検診が13.2から11.5、それから乳がん検診につきましては12.5から11.6、ただし乳がん検診につきましては、視触診の検診から16年度に導入しましたマンモグラフィーによる検診とかございますので、そのあたりの検診方法の変化もございます。それから、大腸がん検診につきましても18.9から15、肺がん検診につきましても27.0から23.0ということで、16年度と17年度を比較いたしますと2%程度が減っております。また、18年度の見込みですが、こちらの方につきましても、先ほど申しましたように、受診者総数的にいけますと、前年度と比べますとやや減少ということでございます。以上です。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） さっき一番冒頭に税源移譲の問題が出てきたわけですがけれども、そこで定率減税が今度廃止されました。ですから、定率減税は、所得税も住民税も平成18年度いっぱいではなくなったわけですがけれども、ここで保育料が問題になってくるのではないかというふうに思うんですね。定率減税がなくなるわけですよ。そうすると、保育料というのは所得税で見ると、たしか。ですから、定率減税がなくなった分、所得税が上がってしまうものから、そうすると自動的に保育料が上がっちゃうんですね。そういうことにならないんですか、私はそういうふうに理解しているだけけれども。来年はいいですよ、所得税が5%になって住民税が上がるわけですから来年はいいんですけど、平成19年度は前年の所得で見ると、ということになってくると、前々年は定率減税が20%あったわけ。それが、平成18年分で見ると定率減税が10%になるから、その分、所得税をたくさん払わなくちゃいけなくなったわけですよ。前年の所得税で保育料は見るわけですよ。そうすると、保育料が実は上がってしまう結果が出てきかねないと思うんです。その影響はどのくらいあるのかということを知りたいんですね。8万円と20万円と幾らぐらいだったかなあ、刻みがあるんですね、たしか所得税の。それによって保育料がずうっと違ってくるものから。ただ、これについては、厚生労働大臣は定率減税を廃止する折に国会の答弁では、保護者の負担をふやすようなことはしないという答弁が実は出ていまして、自治体によっては、定率減税が半減されることの影響を差し引いて、それで保育料の設定をする自治体も実は出てきているんです。ですから、税制面と保育料というのは実は密接なつながりがあるんですね。

じゃあ来年はどうなるのかという話になるわけですね。それはまた来年の論議をしないかんわけですがけれども、とりあえず平成19年度においてはこういう問題が実は出てくるんですね。住宅ローン減税というのは税額控除だもんだから、これを差し引く前の所得税で、たしか保育料は算定されるということは私は伺っていましたけれども、定率減税分の影響というのは、もろに、たまたまその刻みのところに該当すると受けてしまうんです。ですから、ここら辺はよく見ていただかないといけないんですけれども、これもすぐ始まるわけですがけれども、どういう保育料にするのか、国会の答弁では、保護者の負担はその分のしわ寄せはしないよという答弁も出ておりますので、ぜひそうした方向で保育料の設定をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、最近、私はよく聞くことなんですけど、固定資産税の問題なんですけれども、固定資産税というのは毎年毎年土地については上がっていつてしまっていますよね、現実的には。これは負担調整率に基づいて公示価格の70%まで近づけると。だから、評価額と今の課税標準額とが大きく離れておるがために、負担調整率という調整率に基づいて公示価格の70%まで近づけていきたいと思いますよ、これも国の方針ですよ。本当に地方分権とかけ離れたやり方ではない

かなあということも感じるんですけども、今、公示価格はどんどんどんどん逆に下がっている状況もあって、例えば町が公共用地として買い上げる土地の値段はといえば、現実はずうっと下がり続けているという現状が今あって、その一方で、固定資産税は負担調整率という名目でどんどん上がり続ける。これは同じ町の中で矛盾だと。同じ土地なのに二つの価値観というものが現実には存在しているんです。ですから、これはやはり住民の感情に一定合ったものに、急激に例えばバブルのときみたいになって値上がりするのは困りますけれども、今、土地の値段が下がっているのに、どうしてこんなに固定資産税だけどんどんどんどん上がっていくんだという、町民の皆さん方にはまともな説明がなかなかつかないと思うんです、今の現状からすると。

ですから、こうした問題も私はあると思うんですが、少なくとも上げるのではなく、据え置くぐらいの覚悟が町に求められるのではないかなあということ、この固定資産税に関しては思うんですけども、町長さんも地方分権ということをいっぱい施政方針の中でも言われるわけですので、地方のことは地方でと言われるんですけども、いざこういうことになると、どうもそうではない御答弁が返ってくるわけですけども、先ほども田中議員の方から東京都の例が出されましたけれども、考えていないけれども検討するということですけども、そうじゃなくて、やはり住民の皆さんの感情として、お気持ちとして、じゃあどうなんだというところをよく踏み込んで考えていただきたいと思うんです。

それから、延長保育料の問題なんですけれども、これは単発で使うと1時間当たり100円なんですけれども、2時間半使うとなると1日当たり250円になってしまう。これが、ずうっと継続して使う場合は1時間当たり1,000円ということだったんですね。そういう点では、例えば20日間使っても1時間利用されれば1,000円ということで、最初からの契約がそうなおればそういう扱いが受けられるというふうに聞いておりますが、例えば5,700円という保育料の設定があるわけですけども、これが2時間半、例えば延長保育で預けられた場合ですと、保育料が5,700円に対して延長保育料は2,500円払わなくちゃいけないということで、これも私は矛盾しているものではないかなあということも感じるんですね。一定、やはり所得の低い方に対する延長保育料についても私は配慮が必要なんじゃないかと思うんですね。ですから、そうしたこともぜひ延長保育料については御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、あと要保護就学援助の補助金というのが15ページの教育費の国庫補助金あたりで出ていますけれども、準要保護というのはもう廃止されちゃって、ないんですね。ですから、権限の移譲だ、地方分権だといって、そういう仕事は地方に押しつけられて、これは財源も国は負担しておらん事業になっておるわけですね。これについても最近、例えば非課税世帯だ

とか、そういうのは該当してくるんだということなんですけれども、非課税になるというのが今非常に厳しくなっていますよね、現実には。それから、あと国民年金を免除している世帯、これも準要保護等に該当してくるというお話は聞いておるわけですが、例えば国民年金の免除基準はというと、以前は560万円以下の収入の人に対して国民年金の免除ができるという基準はあったわけです。ところが、今は国民年金の免除基準は、130万円以下だと全額免除が何かに多分なるというふうに記憶しておるわけですが、そうした準要保護の基準、対象となっているさまざまな制度が、どんどん所得制限の枠が低く抑えられてきているんですよ。そういうことによって、以前だったらこの人は準要保護の保護要件に該当していたにもかかわらず、それが該当しなくなってしまったような人たちも今どんどん生まれていっているというふうに思います。ですから、要保護の補助金しか国から出さなくなっていますけど、それもこんな少ない金額でひどい話ですけども、これをぜひ町としても国や県に要望して、さらに増額を求めつつ、さらに現実的な枠の拡大、もとへ戻すということを大いに教育委員会としてもやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（安藤 桂君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） ただいま吉田議員から固定資産税の現状の価格ということで質問を受けました。

固定資産税の方は、先ほどの条例改正の方でも負担調整率の透明性のある税制に改正していただくということで、負担調整率のパーセントは提案させていただいたところであります。税務課といたしましては、それ以外に現況の土地の売買価格に近づこうということで、なるべく地価に近い数字に合わせるということで、今のところ毎年、時点修正を行っているところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（安藤 桂君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 保育料の関係で御質問をいただきました。

定率減税の関係で保育料が変わってくるのではないかとということで御質問をいただきましたが、昨年の所得税に依りまして18年度の保育料も決められておるわけですが、実際に、例えば定期昇給や、ほかの要因で個人の方の所得がふえたのか、定率減税によって税金の減税額が減って所得税がふえたのかというのは、非常に難しい数字を出さないと多分確定はできないかと思えます。予算を見ていただくとわかりますように、平均の保育料も年々下がってくるような状況、それから当初の保護者負担金についても、18年度に比べて19年度は当然下がった数字を想定しております。

それともう一つは、保育料の通知をこれから出ささせていただくわけですが、昨年のちょうど4月か3月の終わりころ、保育料についての問い合わせというのは毎年何件かはあるわ

けですけれども、特に定率減税とか、所得がふえてないのに保育料が上がってしまったという
ような問い合わせも、私はなかったように聞いているんですけれども、どれぐらいの影響額が
あるかということにつきましては、ちょっとこれから調べてみたいと思います。

それと、おっしゃるように、定率減税は昨年に比べますと2割が最終的にはゼロになるとい
うことですので、当然税源移譲というお話も今ありましたように、そういった形も出
てまいりますので、私どもは財政当局とも御相談を申し上げまして、どれぐらいの税源移譲で
そういったものが入ってくるのか、ちょっと私の方で数字がわかりません。

それから、前後しますけど所得税の割合と住民税の割合が当然ひっくり返って逆転します。
このあたりでむしろ保育料が安くなるというケースも当然想定はされますので、19年度中にそ
のあたりの数字を一度想定いたしまして、保育料をどういうふうに直していくかというのは一
度検討はしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（安藤 桂君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 15ページで、要保護の関係で御質問をいただきました。

19年度におきましては2万円計上をさせていただいておりますが、対象人数としては1人と
なっております。18年度につきましては、当初予算で5名を計上させていただいておりますの
で、金額的には減っておるということでございます。

それから準要保護につきましては、先ほど言われましたように、17年度から補助金の方が廃
止になっております。今後、増額を求めてというような話がございましたが、機会を見つけて
話をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（安藤 桂君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） 吉田議員から延長保育料についての御質問をいただきました。

先ほど保育料が5,700円で、延長保育料を2,500円プラスすると結構なお金になるというこ
とで、所得に応じて延長保育料も配慮していただくことはできないかというお話でした。

保育料は、御存じのように所得に応じて決めておりますので、ゼロの方から、高い方で未満
児ですと4万ぐらい、あるいは3歳以上児についても1万五、六千円払ってみえる方が見えま
す。その保育料というのは、8時間の保育についての保育料として考えております。その8時
間を超えた分、延長保育料については、それ相応の負担をしていただきたいというふうに考え
ておりますので、保育料がゼロの方でも延長保育料2,500円は負担していただきたいというふ
うに考えておりますので、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 税源移譲というのは何か奥が深いんですけれども、保育料にまで実は波

及するわけですので、十分に御検討いただきたいと思ひますし、検討いただくというよりも、要するに前の年より10%減っておるわけだから、要するに10%を余分に減らした上で計算してくれば問題ないんですよ、早い話が。だから、そういう形にすればいい。20%減らすところを10%しか減らしてないんだから、もう10%分を単純に減らせば、その年その年によって収入が違ふから、定額で幾ら減らすなんていうことは不可能なんですよ、もともと。

住宅ローンでもそうでしょう。住宅ローンを払ってみえる人でも、住宅ローン減税をやっておる人は、住宅ローン減税分を復元させて、それで所得税として保育料の算定をしているわけだから、やろうと思えば可能だと思うんですよ。

だから、少なくとも定率減税の減少がもとで保育料が上がるようなことがあってはならんというふうに思うんですね。収入はふえておらんですよ、現実の話。収入は同じでも10%ずつふえていっちゃっておるわけだから、保育料を連動させて引き上げるようなことがあってはならんと思うんですよ。収入はふえてないんですよ。勝手に税金だけふえていっておるだけのことなんです。ですから、そういう観点で保育料の計算をしていただきたいんです。いいですか。そうしないとおかしいと思うんですね。

それから固定資産税の問題なんですけれども、現状の実売価格に合わせつつあるということなんですけど、その実売価格も、評価額の話をも多分しておられると思うんですけれども、評価額は実売価格にどんどん勝手に合わせていただければいいんですけど、私が問題にしているのは、税金がかかるもとなる課税標準額をもとにしているんですよ。じゃあ、実売価格が下がっているからといって課税標準額が下がるのかといたら、現実、下がっておらんわけでしょう。だから問題にしているんです。

だから、せめて実売価格も下がり続けておるような状況があるとするなら、据え置くぐらいの思い切ったことを町長さんも考えていただきたいということなんです、私としては。現状に合わないんですよ、これは。

それで、この間も環境建設委員会でも話題になったと思うんですけど、町の公有地としての買い取りの価格もどんどん下がっておるわけでしょう、現実の話は。5%ぐらいずつだったですか。そういう現状が一方でありながら、固定資産税だけは公示価格に近づけていくんだ、現状の売買価格に近づけていくと言うんだけど、その価格というのは課税標準額がとて追いつくような金額じゃないんですよ。課税標準額が低過ぎて。バブルのときにどんどん上げていっちゃったもんだからこういうことになっちゃっているんですよ。だから、そういう状況があるわけだから、据え置くぐらいの決断をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。以上です。

議長（安藤 桂君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 吉田議員の御質問にお答えをしまいたいと思いますが、きょう午前中からもそうでありますし、またこの予算もそうでありますけれども、国が大きく変わろうとしている。国家体制が。税法も、あるいは保険、あるいは年金制度でありますとか、いろんなシステムを税法を含めて変えていこうとしているときであります。国は三位一体の改革の中で税源移譲を地方にしていく。じゃあ税源移譲する財源はどうするかと。国がそれだけ減らしてやっていくかということ、御存じのように、国も大変大きな負債を抱えておる。そういう中で、国がある程度、同じように税源を維持しながら、そして地方へ責任を移譲していこうと、今大きく取り組みを変えておるわけでありまして。意識、あるいは税源に対しても改革をしていかなきゃいかん時代というのは、そういうふうにあらゆる仕組みが変わっていく。我々は考え方を改めて、これに対応していかなきゃいかんということです。国がじゃあそれだけやったんだから、地方がそれだけ持つかということでありましてけれども、持てれば言うことはないんですが、その分は個人負担に全部回っていったんですね。国から個人にツケが回された。みんなでこれからはつくっていこうという社会の仕組みになりつつあるんですね。

都知事さんが今回は、きょうの新聞ですか、生活保護家庭以下の所得の家庭を都で面倒見ていきたいと、こういうふうに言われたわけでありましてけれども、扶助費に対しての考え方は、今国を挙げてつくっていかなきゃいかんときだと、こういうふうに思っています。ある地域だけが特別のことをし、そこへそういう環境の方々が集まれる。ボーダーレスの世界なものですから、そういうことは十分に考えられる。ということになっていくと、扶助に対する考え方は全域で地域が考えていかなきゃいかん。抜きん出たことをやれば、なかなか難しいことになっていくだろうと。先ほど助役さんの方でお答えをいただきましたけれども、やはり少し扶助ということに対しては様子を見ながら、しっかりした仕組みをつくっていかなきゃいかん。

国が今再生をしようとして、経費節減のために合併等に取り組んでおるわけでありまして。これは合理化を進めようとしている。だけれども、これにも大変な「あめとむち」という部分がありまして、結果的には難しい問題が二、三年後には露呈をしてくるんじゃないかと、こういうふうに思っています。合併についても今は様子を見なきゃいかん時期、あるいは施策展開をしていく上でも大きな変化のときですから、それよりも体力をつけること、意識を変えること、そういうことが必要であろうと思っています。

きょうも一日熱心に御説明をいただいておりますけれども、やはり考えている次元が違うというふうに思います。このことに対してはしっかりした議論をしていかなきゃいかんなあというふうに思っておりますけれども、こういう場所でそれを全部取り上げてもらうことが本当にいいことかどうかというのは、いささか疑問に思っております。特別なものをもう少し議論いただきたい。大半の方は今黙ってお聞きをいただいております。

ますけれども、吉田議員と田中議員におかれましてはしっかりした思想を持っておみえになりますので、世の体制に対しての不満はあろうかと思っております。我々は今の体制の中であしたをどう組み立てていくか、どうつくっていくかということが、今、行政の我々に課せられた課題であろうというふうに思っております。職員もそのために今努力をしておるわけでありませぬ。少し御理解をいただければ、お気持ちはよくわかるんでありますけれども、少しかみ合わない議論になっていくかなあと、こんなふうに思っております。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) かみ合わないと言われたら質問ができなくなってしまうんですわ。町長さんとかみ合わないことは、私は十分承知しております。ですから議論しているんです。それをこの場でやってはどうかというような御発言があるというのは、それは私に対して発言するなど言っておるのと同じじゃないですか。違いますか。そういうことであるのならば、私はじゃあどうしたらいいんですか、この場に出てきて。そんな発言はおかしいと思いますよ。議員に対して発言するなという意味ですよ。こういう場ではどうでしょうかと。じゃあどういう場で言うんですか。これ以外の場で、税源移譲の話とか、そういう話をできる場があるんですか。ありません。だから発言しているんですよ。自分の担当のところの発言は、僕は極力控えさせてもらっておるつもりでいますけどね。一日、何を聞いておるんですか。そういう発言は絶対いけませんよ。今度の新年度予算で住民に対して負担がふやされるということについて今質問しておるのに、こういう場で発言するのはどうでしょうかと言われても、じゃあどういう場で発言したらいいんだろう。あなたの発言の方がおかしいですよ。みんな黙って寝ておれということですか。そんなことは許されない。これは3回目ですから、これで座ってしまったらもう私は発言できないですもん、この項目では。そこは反省していただきたいと思いますが。どういう場で発言したらいいのか私は知りませぬ。ですから発言はさせていただきますけれども、しかし町長の発言は、私に対する非常に威圧的な言葉として私は受けとめました。ですから撤回していただきたい。

保育料の問題をもう1回お尋ねしておきたいんですけれども、今の定率減税の廃止によって影響が出ることははっきりしていますよね。そうでしょう。影響があるんですよ。10%も違ってくるんですから。その刻みのところにぱしとはまってしまった人たちは影響が出るんですよ。ですから、これもこういう議論をやっていく中で今初めてわかる話でしょう。それをするなどが言うことはおかしいでいかなのだって、言い方が。そうでしょう。職員もよく理解しておらんようなことがあるんだから。本当にひどいといしか言いようがない。私は本当に撤回してもらいたいし、今の保育料についてはきちっと、値上げにならないようにしていただきたい。

それだけ申し上げておきます。

議長（安藤 桂君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 少し発言をさせていただきますけれども、伺っております、国の問題、あるいは県の問題、こういう問題に起因する発言が多いと。こういうことに関しましては、やはりそれだけで議論をすればいいと、こういうふうに思っております。

（「保育料の問題は町の問題だよ」と1番議員の声あり）

町長（酒井 鎧君） 町の問題はここで議論してもらってもいいと思っておりますけれども、国の問題を一々どう思うか、どうだという話でありますけれども、少しそれは次元が違うかなあと、こういうふうに思っております。

1番（吉田 正君） そんなことは言ってないじゃないですか。

町長（酒井 鎧君） これは、根幹にかかわる問題を一々議論していこうという問題はできかねるか、こういう場所では。そういうことを申し上げたところであります。

議長（安藤 桂君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 保育料に絡んでの御質問でございますので、定率減税につきましては、議員御質疑のとおり2年をかけて廃止されるということで、実際には18年をもって一応廃止ということでございますが、これもやはり高齢者に係る年金の控除と同じようなもので、激変緩和ということで2年をかけてゼロにしたという経過的なものを歩んでおりますので、そうした中で保育料についても、既に19年度に差しかかっておるんですが、20年度に向けて19年度中に保育料の見直しをする中では、そういった定率減税のことも考慮した上で見直しを検討してまいりたいということは考えておりますので、よろしく願います。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 助役。

助役（社本一裕君） 今、町長の発言、あるいは私の発言の中で十分その意が通じなかった部分がありましたので、少し補足でお話をさせていただきたいと思いますが、実際に今お話をさせていただいたのは、今、国・地方を通じての体制が大きな変化がある中で、いよいよ国から税源移譲、あるいは地方分権等で市町村の役割というのは大変重要になってきているということは十分承知をしておるわけでございます。そういった中で、町長からは体制の変わる中での取り組みということでございまして、個別のことについてなかなか難しい議論というのがどうしても出てくるということは否めない事実でございますが、ただ、ここでの質問をするなどというような形でのお話ではないというふうに思っておりますので、その点については誤解のないようお願い申し上げたいと思っておりますので、よろしく願います。

（「何を言っておるんだ。こういう場ではどうでしょうかと言ったじゃないですか。ここです

るなど言っておらんなんて、そんなことは言ってないじゃないですか。どういうことなんだ、それ」と1番議員の声あり)

議長(安藤 桂君) 会議の途中ですが、4時10分まで休憩といたします。

(午後 4時03分)

議長(安藤 桂君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 4時10分)

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 伊藤錦邑君。

12番(伊藤錦邑君) 歳入全体にわたりまして二、三件お尋ねをしていきたいと思えます。

まず8ページの特別交付金、これは新しい交付金として今年度から出ているわけですが、この趣旨と充当先ですね。どういうものに充当できる交付金なのかをお尋ねしておきます。

それから、29ページの町預金利子の問題でございますが、これは昨年どうも廃目をされたようございまして、今年はお出しておりませんが、最近のいろいろな情勢を見ておきますと、町の平残がどれくらいになるのか、考えてみますと大分出てくるのではないかなあというような感じがするわけでございますけれども、もしそうしたものがあつた場合、どこへ計上するかという問題がありますし、また今の歳計現金の運用はどのような状況になっているか、平残が大体どれくらい残つていてというような状況を御説明いただきたいと思えます。

それから、これは総論的な問題でございますが、都市計画税のことについてお伺いをしていきたいと思えます。

今年も都市計画税はゼロでございますけれども、平成15年に廃止になって、ずうっときょうまで来ておるわけでございます。地域の情勢等いろいろ考えてみますと、特に先ほども話題になりました合併の問題等が議論される段階では相当大きな問題になるだろうと思うわけでございます。したがって、今後どのように都市計画税を考えておられるのか。また、下水道事業も大分進行してまいりまして、考え方もいろいろあるかと思うわけでございますので、住民の皆さんのお話を聞いておりましたも、そうしたものに対して若干疑義が生じてきておる現状のような気がしますので、今後の問題について御回答をお願いしたいと思います。

それから、これはちょっと簡単な話ですけれども、先ほど保育料の問題で580人を計上されたということでございますが、昨年の補正予算を見ますと、逆算してみますと、大体1人で年間17万くらいになりますので、それで平成18年度の見込みが9,600万でしたか、先ほどの予定

が、これが 550人という回答をいただいておりますけれども、現在予算を見込んでおられるのは、先ほどの回答からいきますと 580人ということでございますので、30人分が予算としてはどのように見ておられるのかということですね。

これだけ4点ですが、御回答いただきたいと思います。以上でございます。

議長（安藤 桂君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） ただいま伊藤議員より都市計画税のことで御質問がありました。

都市計画税の今後の方針という質問でございます。この機会ですので経過から申し上げますと、昭和53年に 0.2から 0.3%に上げられ、その後、協議をされ、平成9年度に 0.275%、その後、平成12年7月に都市計画税を検討するというところでプロジェクトチームを作成し、研究報告等々により、平成14年度、0.15%にされ、翌年の平成15年度より、当分の間においては100分のゼロ課税とさせていただいているのが現状であります。議員御承知のとおり、都市計画税は目的税でございます。そんなことから、質問の今後の都市計画税の方針においては、目的税である事業が生じた場合において再度検討させていただき、今後も進めていく予定であります。よろしくお願いいたします。

議長（安藤 桂君） 企画財政課長。

企画財政課長（大森 滋君） それでは、特別交付金の趣旨について説明をさせていただきます。

これは、同じ8ページ、9ページの特別交付金の上に地方特例交付金というのがあるわけですが、この地方特例交付金につきましては、地方税の減税を補てんするための部分と、それから新たに児童手当制度の拡充に伴う地方負担分の増加に対する部分と二つあるわけですが、そのうちの減税を補てんするための部分が19年度から廃止をされるということで、実際減額になっておるわけですが、それをそのまま廃止してしまうと、法人事業税等の税率の引き下げ等の減収のまま、これが恒久的減税として恒久化されるということで、そういった激変を緩和するために平成21年度まで特別に交付をするということであります。これにつきましては、充当先は一般財源ということになっております。

それから、雑入の町預金利子について、18年度に廃目をしたということでありまして、今後、利子収入があった場合にどうするかということですが、この利子収入が出てくるということになればまた補正対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（安藤 桂君） 会計室長。

会計室長（前田劔吉君） 関連してまいりますけれども、交付金の歳計現金等の運用云々ということでございますけれども、実は平成17年4月からペイオフの全面解禁になったということでありまして、相殺部分は定期にしておりますが、それ以外はひとまず決済用預金で運用して

いるということであります。したがって、御承知のように最近金利が上昇しておりますので、この辺の交付金の運用につきましても、ペイオフの検討委員会を開きまして、例えば国債とか、あるいは大口定期の入札等々、この辺を現在は検討しております。以上でございます。

議長（安藤 桂君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） 伊藤議員の保育園の運営に関する御質問、園児数に関してでございますが、19年度 580名ということで予算を組んでおります。この根拠につきましては、例年、10月、11月に入園申し込みの方を受けておりますけれど、確定するのが3月1日でございますので、この間に申し込みを受けた方の中には、やめられる方、あるいは保育園に入る入園基準に満たない方などがお見えになりますので、最終的には19年度 515名です。先ほどの 550名というのは、18年度の3月1日、今現在が 550名の在籍ということですよ。

これに関しまして、その差はどうするのかということですが、例年、園児数というのは変動しております、平成14年あたりは 600名を超えておりました。ただ、現在18年度については 550名ということで減っておりますが、ただこれが年度によってばらつきがありまして、必ずしもふえるとか減るとかということが言えないものですから、大変予想をするのは難しいところですよ。

昨年 600名ということで予算を組みましたが、20名減らして 580名ということで予算を19年度は組みました。また、これはその年度によって違いますので、変更がこの先もあるかと思いますが、19年度については 580人ということで予算を組んでおりますので、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 伊藤錦邑君。

12番（伊藤錦邑君） 都市計画税の問題でございますけれども、これは非常に町の特徴の際立ったものであるように私は感じておるわけでございますので、こうしたものの取り扱いについて、目的が出たときという回答でございますけれども、やはり目的はたくさんあるわけでございますので、要はそういう事業をやるかやらないかという問題のように私は感じております。そこらあたりは整備しなければならないいろいろな要素があるわけでございますので、ぜひとも十分前向きに検討をしていただかないかと思っておりますし、また先ほど触れましたように、合併なんかの問題が出たときには、直接このかわりを持っていらっしゃる皆さんは大きな判断材料の一つになるだろうというような気もするわけでございますので、そこら辺について一度、目的があったときということだけではなしに、総合的に大口町のスタンスとして、きちっと一遍正確な考え方を示していただかないかなあと思っておりますのでございます。

特例交付金につきましては承知をいたしました。以上でございます。

議長（安藤 桂君） 総務部長。

総務部長（森 進君） 都市計画税につきましては、先ほど税務課長から都市計画税が現在ゼロ%の税率になっておるといような経過については御説明を申し上げます。それで、今後の本町におけます都市計画税については、税率がゼロ%になっておりますので、税率改正を行えば都計税についても課税ができるというような状態にあるわけです。そんな中で、都市計画事業をどうとらえて、目的税である都市計画税が充当できる事業をどのように展開していくかという御質問かというふうに思います。

御承知のように、本町においては既に五条左岸、あるいは五条右岸において流域下水道関連の公共下水道が整備をされつつあって、余野という非常に人口が本町で集中をしております区域についても供用開始を見ることができたという状況で、下水道事業については、その基盤整備が順調に進んでおるといふふうに認識しております。

この都市計画税でございますが、都市計画事業に、御承知のように充当ができるというわけで、その中に、具体的に言いますれば都市計画の街路の事業ですとか、下水道事業、さらには都市公園、そして区画整理事業、これらの事業に都市計画事業としての法手続がとられておるものについては都計税の財源充当としてできるわけでございますが、過去の本町における経緯の中では、下水道整備につきましては都計税の充当はしないという経過があるというふうに意識いたしております。そういう中で、あと残る都市計画事業が、そのような考え方をベースに考えますと、現時点で都市計画事業としての法手続がきちっとされて、そういう中で都市計画事業として都計税を充当できる事業が現実には見当たらないというところ、都計税の税率がゼロ%になっておるといふふうに思っております。今後、いろんな基盤整備、さらには施設整備をしていく手法の一つに都市計画法、さらには個別の法律に基づいて、施設あるいは基盤整備ができる手法が幾つかあるわけですが、その折には、その財源としての都市計画税についても、目的税であります都市計画税が充当できるような整備手法とあわせてその時点で考えていく必要があるのではないかと考えております。ですから、今、具体的に議員さんからお話がありました考え方としては、今後、都市計画事業を含め、大口町の中でいろんな基盤整備、さらには施設整備をしていく中で、その事業形態をどういう法律に基づいて事業整備をしていくのか、その中には財源的に目的税である都市計画税の充当ができるかできないか、トータル的に考えていく必要があるのではないかと考えております。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 倉知敏美君。

7番（倉知敏美君） それでは、1点だけお尋ね申し上げます。

5 ページの個人町民税でございますが、前年度に比べますと3億円余り増加しております。税源移譲によったり、あるいは景気回復によったりしたものであるという御説明をいただいておりますが、三位一体改革といったものによる税源移譲による増加分、当然それに伴いましていろんな交付金ですとか補助金が減少されていると思っておりますが、19年度は大口径にとりましてその辺のプラス・マイナスはいかがになっているか、それだけお尋ね申し上げます。

議長（安藤 桂君） 企画財政課長。

企画財政課長（大森 滋君） 先ほど税務課長から税源移譲による個人町民税の額があったと思っておりますが、一方で、7ページを見ていただきますと所得譲与税というのが廃目になっております。これは、三位一体改革による本格的な税源移譲がなされるまでの暫定的な財源措置として16年度から創設をされたものでありまして、18年度は1億6,600万ほど入っておるわけですが、これも、これが税源移譲される中で、19年度、ことしの4月からは廃止になるということです。これの差し引きという形になると思っておりますが、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 倉知敏美君。

7番（倉知敏美君） トータルのプラス・マイナスといった額は、はっきりわかりませんかしょうか。

議長（安藤 桂君） 企画財政課長。

企画財政課長（大森 滋君） これにつきまして、補助金等の削減分がございますので、ちょっと今トータルでのプラス・マイナスにつきましては承知をしておりませんので、また後日報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（安藤 桂君） 以上で歳入の質疑を終了いたします。

散会の宣告

議長（安藤 桂君） 質疑の途中ですが、本日の日程はこれをもって終了いたします。

引き続き、3月8日木曜日午前9時30分から本会議を再開し、質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

（午後 4時30分）

